March 20th 1910.

Report of the Sericultural Association of Japan.

No. 217

大日本蠶絲會報

第貳百拾七號要目

▲本邦蠶界の著宿 下田伊左衛門翁▼

▲優等賞の光榮を擔へる 婦負郡製絲同業組合▲

●蠶の遺傳に就て　農學士　石渡繁胤

●てぐすの化學的組成　農學士　井上柳梧

●蠶の觸肢の研究　愛媛縣立農業學校教諭　池田榮太郎

●嗚呼西澤支會長　學勢委員　吉池慶正

●桑の葉捲蟲の種類　蠶業講習所技手　丹羽四郎

●富岳風穴の經營者三井君の男子的告白　石田孫太郎

●蠶種消毒論　小岩井宗作

●如何にして農村の荒廢を防ぐべきか　農學博士　古在由直

●米國絹業談　農學士　紫藤章

●松代製絲改良組　大里忠一郎

●日本に於ける製絲業の經濟狀態　伊國カルロ、バイニー　瑞國ヨハン、ボルレ！

●消毒試驗

▲優等賞の光榮を擔へる 扶桑館主藤澤五三郎君▼

▲優等賞の光榮を擔へる 橋爪原蠶種飼育所▼

YOKTO.
The Association:
No. 18 Nishikicho Sanchome, Kanda, Japan.

中原式乾燥器

歐米機業の進歩及び我國蠶業改善の結果乾繭器の充實は製絲家諸氏今日の重要なる急務と存候

中原式乾燥器今日の聲望は諸氏が多大の御賛助による賜と毎に深謝罷在候就ては此際乾繭器の賣價を改正して諸氏が斯の急務を解決せらるゝに御便利を謀るは各位從來の御厚誼に酬ゆる道なるを思ひ六石入乾燥器に限り別記の通り賣價の直下げを斷行仕候

當春は特に乾燥器充實が良好の結果を表示致居候やに考へられ候間此機を逸せず益々御愛顧御用命願上候　謹言

火熱式六石入　舊賣價金四百五拾圓　改正價金參百八拾圓
石綿寒暖計、調帶、同　金五　圓　同　金五　圓
蒸汽式六石入上部　同　金貳百六拾五圓　同　金貳百參拾五圓

東京市本所區德右衛門町三四

特許中原式合資會社

（電話浅花二、二二六番　電略ナカ）
（振替貯金口座一、六五〇四番）

大日本蠶絲會第五回總會

春風和暢櫻花將綻の好時節たる三月二十七日をトし中京名古屋市縣會議事堂に於て總裁伏見宮貞愛親王殿下の台臨を仰き本會第五回總會を開き左記の順序に依り功績表彰の式典を擧行せんとす斯業に熱心なる會員諸君萬障を排して有志相携へ陪續參會せられんことを敢て希望に堪へざるなり

第五回總會順序

一　明治四十三年三月二十七日午前十時
二　第一鈴來賓著席
三　總裁殿下御臨場
四　會頭總會開會の陳告
五　總裁殿下御令旨
六　會頭事業
七　理事業務成績報告
八　會頭功績表賞授與の稟請
九　總裁殿下賞牌御授與
十　會頭賞品授與
十一　會頭有功章授與の稟請
十二　總裁殿下有功章御授與
十三　農商務大臣祝辭
十四　愛知縣知事祝辭
十五　賞牌拜受者總代答辭
十六　有功章拜受者總代答辭
十七　總裁殿下御退場
十八　會頭閉會の陳告

明治四十三年三月二十日

大日本蠶絲會

大日本蠶絲會報　第貳百拾七號

目次

口繪

●本邦蠶界の耆宿下田伊左衞門翁
●大日本蠶絲會富山支會第三回繭生絲蠶種品評會に於て優等賞の光榮を擔へる諸氏の肖像

論說……一―九

●蠶の遺傳に就て　農學士　石渡繁胤
●てぐすの化學的組成　農學士　井上柳梧
●蠶の觸肢の研究　愛媛縣農業學校教諭　池田榮太郎

集芳……一〇―二二

●嗚呼西澤支會長　學藝委員　吉池慶正
●桑の葉捲蟲の類　蠶業講習所技手　丹羽四郎
●富岳風穴の經營者三井君の男子的告白　石田孫太郎
●蠶種消毒論　小岩井宗作

叩門……二一―三一

●如何にして農村の荒廢を防ぐべきか　農學博士　古在由直
●米國絹業談　農學士　紫藤章
●有限實任販賣組合松代製絲改良組　大里忠一郎

心……三二―三八

●本邦蠶界の耆宿下田伊左衞門翁　編者
●優等賞の光榮を擔へる婦負郡生絲同業組合　編者
●優等賞の光榮を擔へる扶桑館主藤澤五三郎君　編者
●優等賞の光榮を擔へる橋爪原蠶種飼育所　編者

選雲……三九―四一

●日本に於ける製絲業の經濟狀態　伊國　カルロ、バイニー
●消毒試驗　墺國　ヨハン、ボルレー

會務……四一―四九

●養蠶年中行事　愛媛縣農業學校教諭　池田榮太郎
●屑物整理　馬場由
●横濱市場　本會事務囑託　吉永信

絲況……四九―五三

問答……五三―五四

●時桑及桑葉分析表の件に就き質問並答●ガスコークスの件に就き質問並答●秋蠶生種の貯藏及養生に就き質問並答●桑園に大麥を肥料とするの件に就き質問並答

會務課事……五五―五六

●評議員會●支會職員の囑託●有功章の授與●特別會員の推薦●第五回總會事務委員の囑託●本會職員の出張

蠶桑雜觀……五六―六六

●陽殺改正案委員會●諏訪蠶種の統一●外國生絲商役員●富山縣蠶絲業技術員協議會●栃木縣の桑園補助●模範桑園設置●佛國の生絲數量●蠶絲組合の陳情（七頁）●宮城縣蠶業諮問會の答申（二頁）●高槻縣下の桑園整理（七頁）●蠶糞種類防法中改正案（四頁）●蠶種統一建議案（九頁）●全國產繭額（三頁）●文藝●蠶落消滅●新刊紹介●寄贈書目●交換餘錄

愛知縣大日本蠶絲會員諸君に謹告

曩きに大日本蠶絲會愛知支會を組織致し候處今回第十回關西府縣聯合共進會の主催地たる名古屋市（縣會議事堂）に於て大日本蠶絲會第五回總會を開設に付同時に左記順序に依り當支會第一回總會相開き可申候間會員諸君は萬障御繰合の上御臨席相成度御案内申上候也

大日本蠶絲會愛知支會第一回總會順序

一　明治四十三年三月二十七日午前九時第一鈴會員着席
二　第二鈴來賓着席
三　副會長開會の挨拶
四　幹事長業務成績報告
五　支會長の告辭
六　副會長閉會の挨拶

明治四十三年三月二十日

大日本蠶絲會愛知支會

九州大日本蠶絲會員諸氏に告ぐ

國富增進の第一策は實業の振興に存すると今更多言を要せざることに有之候此際本邦產業界の重鎭たる蠶絲業の改善發達を企圖すは實に吾人當業者の重大責任に可有之候而して此重大責任を果さんには先づ第一に當業者の團結力に賴るの外無之事と認められ候に付今回福岡支會の發會式と共に大日本蠶絲會九州大會を開催可致候間會員諸君は左記順序御承知の上續々御來會相成度及謹告候也

大日本蠶絲會福岡支會發會式

一　四月三日午後十時第一鈴發會式
二　第二鈴來賓着席
三　支會長發會式挨拶
四　幹事長業務報告
五　會計報告
六　理事報告
七　有功者賞與
八　農商務大臣代理者祝辭
九　來賓祝辭
十　會長答辭
十一　授與ノ賞讃
十二　來賓退席
十三　閉會

大日本蠶絲會九州大會順序

一　四月三日午前十一時未發表福岡支會長挨拶會の挨拶
二　授與式
三　來賓祝辭
四　來賓退席
五　閉會

明治四十三年三月二十日

大日本蠶絲會福岡支會
大日本蠶絲會九州大會

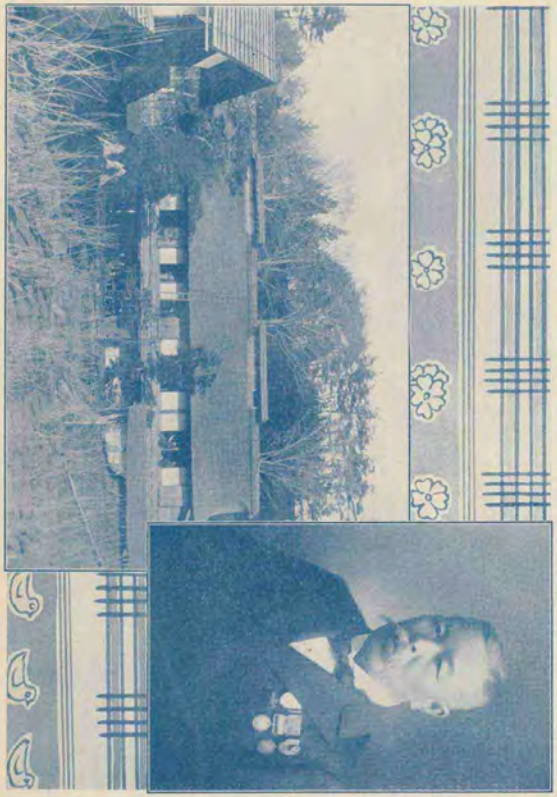

宝蠶の翁と翁門衛左伊田下宿者の界蠶邦本
Monsieur I. Shimoda, un des plus anciens sericiculteurs du Japon et son Tonjonnacle.

富山支會第三回蠶種繭生絲品評會に於て優等賞の光榮を擔はれたる諸氏の肖像

Portraits de Messieurs les exposants décorés du grand prix au troisième concours des graines, des cocons et des soies de notre succursale de Toyama.

故横瓜原蠶育所長横瓜次郎氏

婦負郡生絲同業組合生絲檢査室内部の光景

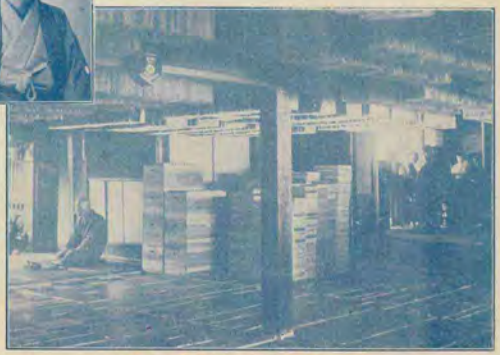

德澤五三郎君と君の蠶種繭の光景

大日本蠶絲會報　第貳百拾七號

論叢

蠶の遺傳に就て

（メンデル氏遺傳の法則に關するもの）

學藝委員
農學士　石渡繁胤

余は數年前より蠶の各種の性質に就て交雜を行ひ遺傳の現象を調査し、其メンデル氏遺傳の法則によるものであるかどうかを試驗した、此問題に就ては外山博士は詳細なる論文を公にせられたから既に世人のよく知るところである、實にメンデル氏遺傳の法則は數理的であつて、余が實驗亦外山博士の成蹟とよく一致した、今左に余が實驗した二三のものに就て其大要を述べやう。

第一　繭色

（イ）白繭と黃繭との交雜

支那種の白繭なるものと黃繭なるものとに就て交雜を行つたところが、第一代に於て、全部黃繭であつて黃色の優性なるを示し、第二代に於ては白繭二三、五七%、黃繭七六四三に分解した。

四川省三眠蠶の黃繭なるものと、支那種の白繭に就て交雜したところが、第一代に於ては全部黃繭第二代に於ては白繭と黃繭とを生じ、其比は白繭二六、二%、黃繭七三七%であつた。

雌雄何れより交雜するも同一成蹟を得たのである。

（ロ）黃繭と綠繭との交雜

第一代に於ては全部黃繭であつて第二代に黃繭七四、八%、綠繭二五、二%に分解した。

（ハ）白繭と綠繭との交雜

第一代に於て全部綠繭であつて、第二代に於て白繭と綠繭とに分解した。

以上の成蹟により繭色は黃色は白色、並に綠色に對し優性であつて綠色は黃色に對し劣性であつて、白色に對し優性であることを知ることが出來る。

第二　體色及體形

（一）

茶斑紋と稱し蠶兒の體環の各節背面に茶色の斑紋を有する

ものと、黒斑紋と稱し、體皮の色黒色であつて環節の界白色なるものとの交雜を行へるもの。

(イ)茶斑紋蠶と龍角種との交配である。龍角種とは支那種であつて體色白く、第二第五及第五環節の背面に瘤狀の突起を有するものである。但し龍角中には突起なきもの少數を交ゆるを常とする。

第一代に於ては全部茶斑紋であつて龍角（突起）を有するものである。但し突起を有するもの凡半數であつて、其有突起より採種したところが第二代に於ては茶斑紋、茶斑紋に於て突起を有するもの、普通斑紋に於て突起を有するもの、四種を生じた、其茶斑紋は七六、二四%有突起蠶合計八二、八〇%である。

(ロ)黒斑紋と龍角との交雜に於ては左の如くである。

第一代に於て、全部黒斑紋であつて突起を有した、第二代に於て、黒斑紋と黒斑紋にして突起を有するものと、無斑紋及無斑紋にして突起を有するものの四種に分解した。

(ハ)龍角種と韓國三眠蠶との交雜に於ては其第一代は全部色體色韓國三眠蠶であつて、第二代に於ては韓國三眠蠶の體色、同上であつて突起を有し、第二代に於ては黒斑紋と無斑紋にして突起を有するものと、無斑紋にして突起を有するものとの四を生じた。

(四)二化蠶に就て　無斑紋蠶と有斑紋蠶との交雜を行つたところが、第一代に於ては全部有斑紋であつて、第二代に於ては斑紋七七%、無斑紋蠶三三%を生じた、第三代に於ては其無斑紋より採種したものは全部無斑紋であつて、有斑紋より採種したものは有斑紋のみを生じたものと、有斑紋無斑紋（其比一代に於て全部黒斑紋であつて突起を有した、第二代に於て黒斑紋と黒斑紋にして突起を有するものと、無斑紋黒斑紋茶斑紋の重りたるもの四二、八一%、普通斑紋一七、八四%である。

其黒斑紋（雌）茶斑紋（雄）を交雜したものに於ては、第一代に於ては全部黒斑紋であつて、第二代に於て黒斑紋と茶斑紋と兩斑紋の相重りたるもの、及普通斑紋と茶斑紋と相重りたるもの五三、九四%、普通斑紋一七、一四%、茶斑紋二二、二三%、黒斑紋と茶斑紋と相重りたるもの、而して茶斑紋の全數七五、八一%、黒斑紋六、〇三である、六九%である。

韓國三眠蠶にして體色全部黒色の稍濃き斑紋を有するものと、支那種の無斑紋蠶を交配したところが、第一代に於ては全部韓國三眠蠶型の體色のものとなり、第二代に於て、無斑紋のものと、韓國三眠蠶型の體色を有するものとに分解した（二）斑紋と體形

七四、七と二五、二）とを生じたものとを出した、第四代に於ては有斑紋のみを生じたものから採種したものは全部有斑紋であつて、其分解したる有斑紋より採種したものは有斑紋のみのものと、有斑紋無斑紋とに分解したものとを生じた。

以上の成績によつて觀れば體色比較的濃色なるものは常に優性であつて、無斑紋は有斑紋に對し劣性である、體形に於て特種の突起は優性に屬するものである。

第三　眠の數

三眠蠶と四眠蠶との交配に於て例令ば四川三眠蠶と支那種其他の四眠蠶との交配、或は韓國三眠蠶と支那種其他の四眠蠶との交配に於ては、第一代は全部三眠であつて、第二代に於ては三眠と四眠とに分解した、其比は凡そ三と一であつて、三眠の四眠に對し優性なるを示した。

（前號英文參照）

てぐすの化學的組成

農學士　井上柳梧

一、最近に於ける蠶絲に關する研究及てぐす分析の目的

先きに柞蠶絲天蠶絲及栗蠶繭の化學的組成に就きての研究が本誌（第一九五號及第一九六號）上にて公にせられて以來一年有半此間蠶絲に關する研究は遐々步を進め種々なる絹絲の組成も明かにせられて居る、本論に入る前に是等の研究を紹介致すも强ち無益の事では無からうと思ふのである。

アブデルハルデン（Abderhalden）は其他の諸氏と共に諸種の絹絲類の組成に關する比較研究を爲して居る即ち蜜口絲、（"New-silwang"-Seide, von Emil Abderhalden und Augusto Killiet, Genf; Zeitsch. of. physiol. Chem., 1908, 58, 334）廣東絲（Canton-Seide, von Abderhalden, Emil, u. Lotte Berlmann; Zeitsch. f. Physiol. Chem., 1909, 59, 236）シャントング柞蠶絲（Schantung-Tussah-Seide, von Elderhalden Emil, u. Carl Boulun: Zeitsch. f. Physiol. Chem., 1909, 61, 256）ベンゴール絹絲（"Bengal-" Seide, von Abderhalden, Emil, W. James Singhon: Zeitsch. f. Physiol. Chem., 1909, 61, 259）支那產ムギンゴートサム絲（"Nisit ugô tsaim-" Seide, von Abderhalden, Emil, u. G. Alessandro Brossa: Zeitsch. f. Physiol. Chem., 1909, 62, 129）印度柞蠶絲（Indische Tressah, von Abderhalden, Emil, u. Wladimair Spaak: Zeitsch. f. Physiol. Chem., 1909, 62, 131）及廣東絲の腺豆部（Der Leim der Cauton-Seide, von Abderhalden Emil, u. Worms: Zeitsch. f. Physiol. Chem., 1909, 62, 142）等を酸によりて分解しモノアミノ酸を分離した。

尙アブデルハルデン及ワイセアルド（Abderhalden, Emil, und Wolfgang Weichardt: Zeitsch. f. Physiol. Chem., 1909, 59, 174）は家蠶の幼蟲及蛾の成分を研究して絹絲の生成に論及し、又アブデルハルデン、メヂハグレセアヌ及びピンカツ

ン氏等（Abderhalden, Emil, F. Medigreceanu und I. Pincussohn : Zeitsch. f. Physiol. Chem., 1909. 61, 205）は發酵酸、二五パルセントの硫酸、二五パルセントの硝酸、二五パルセントの鹽酸等によりて絹絲を分解し、其分解生成物を比較研究して絹絲の是等諸試藥に對する性質を明かにした。

以上は最近に於ける蠶絲に關する研究である、是等は主として家蠶絲に關する研究であって、野蠶絲に就きては未だ寡研究である、已に天蠶絲、柞蠶絲及栗蟲繭等の野蠶絲の化學的組成の研究された上は同じく野蠶絲に屬するテグスの組成を研究することは野蠶絲に關する智識を深め、其一般の化學的組成を知り、是れを家蠶絲の組成と比較研究する上に於て必要であると思ふ、是れテグスの分析を爲したる以所である。

二　分析試料

テグスは御承知の如く我國に於ては釣絲として廣く使用せられて居る、或者は家蠶の絹絲腺を取り出し、之れを醋に浸して後引き伸したるものをテグスと爲して居る、又他の人は栗蟲（Caligula japonica）より同樣にして得たるものを云ふて居る、然し其のテグス即ちテグスとして最良質なるものは是等より製したる者でなくして、テグス蟲（Saturnia pyretorum）より同法によりて製せられたるもので、主として清國廣東地方より輸入せられて居る、テグス蟲及テグスの製法に就きては恩師佐々木博士の詳細なる御研究が農科大學紀要第二卷第二號に載せられてある、木分析の試料は即ち此のテグス蟲より採りたるテグス即ち廣東より輸入せられたるものである。

三　實驗

テグスの兩端白く變色したる處を切り捨て、其中央部のみを取り、是れを可成細かに切斷し是れに就きて普通の定量法を行ひ左の結果を得た。

風乾物一〇〇分中、

一〇、五八	水分
八九、四二	乾物

乾物一〇〇分中

一、〇二	灰分
九八、九八	熱湯に可溶分
一六、一九	熱湯に不溶分
一六、〇三	全窒素

濃鹽酸に可溶分中の窒素

〇、一二	前者（能窒素を除く）燐オルフラム酸による沈澱中の窒素（アムモニア態窒素）
〇、四〇	燐オルフラム酸沈澱の濾液中の窒素
一四、九八	中者
〇、六五	アムモニア態窒素
〇、一五	濃鹽酸に不溶分中の窒素
〇、一三	熱湯に可溶分中の窒素
九九、〇五	濃鹽酸に可溶分中の窒素
〇、九五	濃鹽酸に不溶分中の窒素

燐オルフラム酸の沈澱中の窒素　二、四八
燐オルフラム酸の沈澱の濾液中の窒素　九二、五四
濃鹽酸溶液中アムモニア態窒素　四、〇一
熱湯に可溶分中の窒素　〇、七八

一定量のテグスを濃鹽酸（比重一、一九）と共に三六時間遂流冷却器を附けて熱し、其溶液の一部のビューレット反應を全く呈せざるに至りて止め不溶解分を濾過して後一定容積に稀薄し此液に就きて窒素を測定せり。

一定量のテグスを取り水を加へて煮沸し、是れを濾過し其濾液に就きて窒素を測定せり。

二、八九三六瓦のテグスを一〇パルセントのマルセイユ石鹸と共に三時間攪拌氏六〇度乃至六五度に暖め、時々よく攪拌し液を傾瀉して後能く洗淨して悉く石鹸を除き攝氏一〇五度に乾燥して恒量とし、是れに就きて左記の事を測定した。

乾物一〇〇分中、

九、〇三	全窒素
一五、三九	練りたるテグス中の窒素
〇、八〇（未完）	練減

蠶の觸肢の研究（承前）

特別會員　愛媛縣農業學校教諭　池田榮太郎

第三　觸肢の發達

上蔟五日目に至れば皮膜組織を爲すのである、細胞の原形

（七十）十七　上蔟五日目の蛹　肢標斷

（八十）十八　同上六日目の蛹　肢標斷

（九十）十九　同上八日目の蛹　肢標斷

二〇　上蔟九日目の觸肢横斷
二一　同上十日目の觸肢横斷
二二　同上十五日目の觸肢横斷

二三　上蔟九日目觸肢の全形

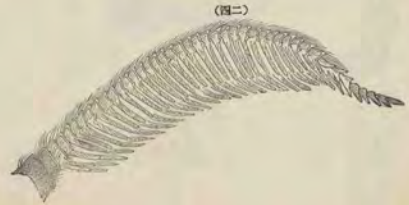

二四　同上十二日目觸肢の全形

質は外方に偏し、核の周圍に集るから組織中に間隙を生じ尙ほ各組織は半ば溶解の有樣と變じ、內腔流動體と爲る、之は多量のファゴサイトを有するを見るのである、神經は依然として存在するけれども、氣管は溶解狀に膨大して斷面に於て空靈狀を呈してをる。（十七圖）

上蔟六日目は觸肢溶解の極點であつて、內部の舊組織は悉

二五　上蔟十七日目の觸肢横斷

二六　觸肢環節の一側を內面より見る

く溶解し、幼蟲組織の細胞皮膜は塵絲狀となつて僅かに殘存するのを認むるのである氣管は殆んど溶解して其容積を增し溶解せる組織は流動體となりて氣管の內部まで充滿せらるゝを見るのである。（十八圖）

上蔟七日目に至れば組織少しく疑縮を始め、八日目に至れば（十九圖）氣管も容積を緊縮し、明かに氣管膜を構成し、

皮膜組織も一定の形を有して、空隙の存在頗る多い、觸肢皮膜組織の表面（即ち枝を生ずる方）は特に肥厚するやうになる、此ときに至れば觸肢小枝の分出を始むるから、此小肢の斷面を檢するに內方に向ふ皮膜組織は本幹の如く著しく肥厚してをるのを見るのである。（十九圖）

上蔟九日目に至れば小枝大に伸長し、先端より順次環節を

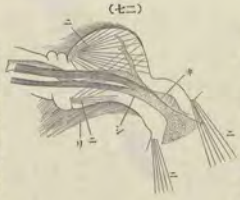

二七　觸肢基部の內部器官排列

二八　觸肢中央部環節の內部器官

生ずるのを見るのである、而して小枝中、中央最も長く先端に至るに從て短いけれども、基部は一對は特別に短い（二十三圖）之れが橫斷面に就て檢するに組織は緊縮し、氣管の斷面は二個に見ゆるけれども一本は分岐管である、又小枝の斷面に中隔を有するのは頗る奇なる現象である、內方より外方に向つて生ずるのである。（二〇圖）

上旋十日目に至れば外部のキチン皮は厚く且つ稍々硬くなりて内方に面せる方には毛を生じ、外方には鱗毛を生ずる、神經は強靭となりてよく發達せる二本の大枝の走入を明かに認むることが出來る、此ときに於ける皮膜組織の構造は内外二層の如く現はれ其外方はキチンに化する如き觀を呈する、

二九　羽化前日の觸肢擴大
（ア）神經　（キ）氣管　（ス）小枝横斷　（ケ）鱗毛　（カ）毛　（ク）キチン皮
（コ）筋肉　（ウ）蛹殼　（カ）上顎

小枝中には明かに組織の隔膜を有して技腔を左右に分ち又キチンの内方には毛を生じてをる。（二一圖）

之より觸肢は木幹及び小枝の長さを增すと雖も、大さは敢て縮小するから、斷面の直徑は次第に小となるのである、十一日目に至れば明かに環節を生じ、十二日目（二四圖）に至れば外形圖に示すが如き狀となる。

十四日目頃に至れば觸肢の形狀は略ぼ一定し之より伸縮を生ずることはない、此ときに至れば組織は強靭となり、皮膜組織は薄くなり、僅かに「キチン」外皮の内面に薄膜となりて存在する、第二十二圖は上旋十五日目觸肢の斷面を示せるものである。

上旋十七日目則ち發蛾二日前に殆んど成蟲の觸肢は完成せられた、此際に於ける觸肢の膜組織は極めて薄く只内方に面せる皮膜組織のみ肥厚する、蓋し基毛を生ずるが爲であらう、本幹のキチン皮は其ガ厚くなる「幼蟲のキチン皮の如く表面に刺狀の突起を生ずる、又内側に更に一層のキチン皮を有するが如くに見ゆる、予は發達の順序より皮膜組織の外半は内側キチン皮に變じたるものであると觀察した（第二十五圖）

茲に攻究すべき一事がある、他なし觸肢の小枝中には隔膜を有することと之である、此隔膜は圖に示す如く小枝稍長せるところ即ち組織稍堅くなりたる八九日目より生じ成蟲に至るも尚ほ存在するものである、此のは果して皮膜組織が内側より背方に向き延長せるものであるか内部に特別に隔膜組織を生ぜるやに就き調査したるに、之を試藥上の反應と色素吸收力其他核の有樣より見るに皮膜組織とは少しく其趣きを異にせるところがある、且つ之を縱斷して檢すれば（第二十一圖）本幹中に走れる神經と連絡してをるから、予は之を神經の分枝が小枝の内面を沿ふて進入し、其構造を變じて膜狀に擴がり、上面を延長し之に氣管の分枝の氣管膜加はりて、斯の如き觀を呈するものと觀察した、何んとなれば構造上既に多少皮膜組織と異なるばかりでなく、斷面に於て隔膜の性質が神經の進入を認めないからである、又一面より觸肢の生理作用特に嗅官が小枝の先端まで及ぼせるより察するも隔膜と呼ばうと思ふのである。

以上の隔膜は觸肢を染色して外面より透視するを得るのである、即ち神經は氣管の走入の如く線狀を呈するものである。

又觸肢に生ずる毛は特に内面にのみ多くこれを有するものであつて、第二十六圖は觸肢の環節の一個を取り内面より見たる觀大圖である。

觸肢中に進入する神經は所謂觸肢神經は腦より出でゝ觸肢の第一環節中に於て二本となりて先端まで到達し、各小枝の分岐部にて分肢し前述の如き狀態にて内部に進入する。

氣管は大なるもの一本であつて、第一環節中にて二本の分肢を出すけれども、第二環節以後は一本のみにて左右に分岐するものは極めて小なるものである、然れども先端に近きにつれて、稍大なる分岐を出すのである、第十六圖（前號所載）は脱皮當時の蛹の觸肢を生體のまゝ顕微鏡にて氣管の有樣を見たものである。

觸肢の内部には殖んど筋肉を見出さるも基部の第一環節には多量の筋肉を有し、又頭部の接合部にも強靭なる筋肉あること第二十七圖に示すところの如くである。

第二十九圖は今や蛹化せんとする即ち羽化前日の觸肢を人工にて蛹皮を去りたるものを特に横大したものである、是れ固定標本としてよく透明となり、内部まで關係を明瞭に觀察し得るを以てである、小枝の左右より抱合狀に卷曲せるは蛹皮中にて發達せるが爲めであつて牛の角を捲めたる如く内方に彎曲せるは蛹體に存在せる觸肢の位置の狀態である、之によりて見れば此先端に大なる二本の毛があつて特別の作用を司るかの如くなるも羽化せるものにつきて見るときは普通の毛と異ることはない。

以上論じたるところ調査したるところにより蠶の觸肢の大要は略ぼ研究し盡したるを信ず、後日更に機を得て他の變態器官を紹介しやう（完）

嗚呼西澤支會長

吉池慶正

鹿島郡知事として遠く日本蠶絲會鹿島支會長たる君、實に知とし、天皇陛下の英邁の資を抱き春秋富みたる良二千石を奉じ去るとを知りしは今より七年前なりき君は其當時大學出身の拳官として溫厚篤實、注意周到重望を縣に擔はれ、内外に職を奉ぜるの年にて、其後君は他に轉ぜらるゝ相逢ふの機會がなかつたが、兵庫縣書記官として同縣蠶業試驗場に轉じ、同縣蠶業會の幹事長に任じ、同縣蠶業會の書記として出張を命ぜられ久しく振るつて面會し、官と雪嶽の間に埋もれて、其内務省に榮轉せらるゝや、大臣の諸陣として、余は既に農商

は自家の成蹟を茲に持ち寄つて生絲を製造し之を集めて整理した上荷造して横濱に送り出すので、今日では約百棚餘出來て歐洲向の綿絲としては評判が好い、斯樣の狀態であるからして人民の生計も貧しく、販賣等の爲に有志者は横濱に出て行く、其序に東京に立ち寄り珍らしいものでもあれば土産に買つて歸ると云ふ爲であらう、又教育をも有さ渡つて居る風儀も巡るくはないが樣に思ふた、夫れで私は之を信、遠地方の當業者に勸り反省を促して居る。

余は君の莊重なる態より此の言を聞きて實に面白く愉快に堪へなかつた、けれども君が他に公用を以て往かるゝのを妨げるを恐れ二時間餘にして別れを告げ、何時歸れるやを問ひしに下旬の見込であつたが段々遲くなつた、或は二月の初めになるかも知れぬと笑はれつゝ余を送りて玄關迄出られた、余は再び訪問すべく約して歸つたが、嗚呼何を知らん此れより南三日の方に出張し來る廿日頃に歸れる予定なりしに、他の地方に廻はれて死別にして幽明其境を隔てんとは……余は夫ふた、氏曰く西澤知事大患に罹り大學病院に入りたれども漸次快方に赴くに非ずして遂に去る廿日前に君の健顏に接したる余は之を信ぜられなかつた、其翌日前に君の病院を見舞ふべく先づ電話もて豫め君が樣子を尋ねた所が其病氣と云ふ事さへ信ぜられなかつた君は既に今朝白玉樓中人となりしも他に都合あり其喪を寫せしとの悲報を受けた、嗚呼夢乎夢乎に非ず、將來有爲の大材、忽焉として二豎の爲に奪ひ去らる、實に蠶業界の爲に否な國家の爲に之を惜まざるを得ない、本會總裁殿下は君の功勞を嘉し有功一等章を授けられた、余は二月五日用務を帶び東京に赴き、知事官公を訪ひ親く旬日前清談を交換せられし君は今や旅に上り深き眠りに就き、遠く故郷に歸へり、君の人となり乎べども應へず問へども返事なく、唯手向の上に香を焚き、合掌拜して君が在天の靈に告げんことを望むのである。

余は其時に至りて、悲しく君が在天の靈に告げんことを望むのである。

桑の葉捲蟲の類

農商務省蠶業講習所技手　丹羽四郎

葉捲蟲は小形なる蛾の幼蟲であつて、その幼蟲も亦從つて小さく、一寸吾々の注意に上らぬ程のものであるが、その桑を害することは決して少なくなく、特に春先の大事なる芽を害するものが多いのである、この桑を害する葉捲蟲の種を調べると五種類となるが、これを發生の時期によりて分けて見ると、左の樣な二つに區別することが出來る。

一、春發芽の頃より發生するもの、

クハヒメハマキ、クハイトヒキハマキ、

二、春發芽の後より發生するもの、

オホイトヒキハマキ、クハアトキバネハマキ、

この中前の三種類は孰れも一年一化であつて、後の二種類は共に年に三化をするものである、然し大體の傾向を見るに、多くその害の甚だしいのは、此の一化性のもので、これまで吾人の耳に響いた所の葉捲蟲の大被害も皆此の一化性のものである、然し多化性のものとて決して安心すべきものに非ず、夏秋蠶飼育の增加と共に、夏秋蠶桑園に此等の種類が發生して、盛に害を加へることもあらうから、その警戒を今からして置く必要は萬々あるであらうと思はれる。

此れから少し此等の害蟲が一般に通有する特徴を記して、大に追々各種に說き及ぼうとと思ふ。

葉捲蟲の蛾　前にも述べた通り孰れも小形で、翅を擧げた時に、左の翅の端から右の翅の端までの長さ一寸以上のものは概ね少ない、又色は鮮かなものが少なく、多く暗い色をして居る、前翅には、線や、帶や、種々の模樣のあるものがあるが、後翅は概ね一樣の色で何等の斑紋を有たぬのが普通である、又雌は孰れも雄より大形で腹部が太く、雄は小形で腹部が細くその末端には黃色な毛が簇生して居る。

卵　小さな粟粒の樣で、之れを固めて產むものと、離れに生むものとがある、此の固めて產むものは多くはその上を蛹の樣なもので蓋ふて居るのも多いが、小枝や、葉の表裏の面に附てゐる。

幼蟲　は筒形で前後に少し細くなつて居る、體の各環節には十個計り宛の小さな肉瘤があつて、これから一本宛毛が生へて居る、此の幼蟲は桑の葉や、芽拆の內に隱れて居て、吾等の目に觸れることは少ない、若しその隱れて居る場所に搦れば長く絲を引いて下つて來る。

蛹　筒形であるが、體の末端の方へ向つて甚だ細くなり、又腹部の環節の背面には二列に鋸の齒の樣な突起がある、此の蛹は被害葉の內に包まれて居るものであるが、蛾に成る時には體を半分程外に出すのが普通である。

先づ大體の話は此位にして次に一つ一つの種類に就いて述べて見やう。

一、クハハマキ

Exartema moli, Mats.

學名

蛾　は翅の開張が六七分あり、體は煙色で、前翅は其の前縁は白茶色と煙色とで手綱の樣になり、翅の面には藍色、白茶、薔色、煙色の複雜な模樣があるが、その中央にある雪色の大斑紋が一番よく目立つ、後翅は一樣、煙色である、此の蛾は六月頃出て水色の小さな粟粒の樣な卵を葉の裏に五六個宛產むものである此卵は少時を經て孵化するが、孵化したものは桑を食ふことなく芽の下や皮の隙間に入りて絲で以て厚い被蓋を作つて蛹態に至るのである、そして桑の芽が膨み出す頃に家を出て芽に入り、蛹の間は他の丈夫な芽と異ることなく育つが少時すると萎れ初めて幼蟲は遂には霜に罹つて芽の樣に黑くなつてしまふ、そうすると幼蟲はこれから出て折柄伸び

初めた芽の間に入りて之を縮て捲きながら害をする、此の幼蟲の育ち上つたものは長さが六分計りあつて、頭は黒く、體は綺麗な綠色である。

二、クハヒメハマキ

學名 Exartema nortvorm Make.

此の蛾は前の蛾に大層似て居て一寸素人眼には區別が六ッケ敷が其の前の種類の三分の二位しかないのと、前翅の模樣が幾分複雜でないのとで區別が付く、その經過も大體類似して居るが、幼蟲は初め蝕び入つた芽で終りまで育つのであるから、幼蟲は蛹に成るには此の芽で內で成らず、これから出て來て葉の一端を袋の樣に畳んで、その內で蛹になる、幼蟲の育ち上つたものは四分計りで、頭は黒く、體は灰綠色、處々に黑い小さな點がある。

三、クハイトヒキハマキ

學名 Archips Cnephasema Hb.

此の蛾は翅の開張が七八分ある、灰色掛つた褐色の蛾で、雌の方は多少暗味勝である、その前翅の中央には翅を前後に貫いて斜めに走る太い濃色の帶がある、此の帶と翅の外緣との間にも一つの帶があるし、翅の基の方にも色の濃い部分がある、此の蛾は六月頃に出て、桑の小枝に卵を產み附ける、此の卵は固まつて居て、その上を黑い蟲の樣なもので蓋ふてある、此の卵はそのまゝ年を越して、翌春芽の膨み初める頃になつて孵化る、此の孵化つた幼蟲は直ぐに芽の中へ蝕ひ込んで、その芽が枯れれば次ぎ次ぎに繼芽を害して行くのである、最初は頭が黑く體は灰色掛つた紫色であるが、最後の脫皮を終つたものは頭が褐色で、體の背面は薄く黑くこれに每節四つ宛の白ろい斑點がついて居る、幼蟲の充分成長したる際には七分位になる、此の幼蟲はなかなか強い害を加へるもので、北海道を除けば、桑の葉卷蟲中で最も多く有害である、現に昨年群馬縣の利根地方で此の蟲が二百町歩に亘つて發生し同地の養蠶家に大なる恐慌を惹き起させた。

四、オホイトヒキハマキ

學名 Choeocis reticulana Hb.

此の蛾は翅の開張が六七分で、色は淡褐色である、前翅の中央には翅の前後を斜に貫いた褐色のない帶がある、又翅の外緣に近く一つの帶があるし、翅の基にも濃い斑紋がある、その一體の模樣は前の種類によく似て居るが、此の種類は第一前のものより小さく、又前翅の模樣も二者を比較するときは其の相違がすぐ解るし、翅の色も遊つて居る、此の蛾は五六月頃に出て桑葉の面に卵を固めて產んで、その上を黃色な蝟の樣なもので蓋て置く、これから孵化つた幼蟲は頭部が黃褐色で、體が綠色である、その育ち上る時は六分餘りになる。

五、クハアトキバネハマキ

學名 Archips asiaticus Walk.

此蛾は葉捲蟲の中の大なる種類の一つで、翅の開張は一寸

內外ある、色は淡褐色で前翅の面と翅の基と、中央と又翅の先端の方に濃色の紋がある、その中で中央のものが一番大きく、後緣から起つて翅の中ほどに及んで居る、又雌には前緣の略中央に一つの黑い點がある、此の蛾も五月頃に出て、葉の表面に前の種類によく似てそれよりもモッと大きな黃色の卵塊を產み附ける。これから孵化つた幼蟲は前の種類のものによく似て居るが、第一環節の背部に褐色の硬い板の圓りが黑いので區別をすることが出來る、計りでなく、大さもそれより大きく充分成長すれば八分位になる。

葉捲蟲の防除法

一、桑樹は可成根刈仕立とすること
二、高刈桑樹は秋田仕立とすること
三、桑樹の休眠中清潔法を行ふこと
四、卵塊を取り除くこと
五、被害芽を摘み取り、其の內に棲む幼蟲を殺すこと
六、被害芽に十五—二十倍の石油乳劑を灌ぐこと

富岳風穴の經營者三井君の男子的告白

農業會員　石田孫太郎

昨年は多くの風穴業が失敗した年であるが、三井種太郎君の經營に係る處の、富岳風穴も御多分には漏れず貯藏場所の或部分の如きは、多少の不發生を免れなかつた、而して多くの風穴業者が其不發生の理由を、田穴後の氣象に歸して、其責を免れやうとして居るのに三井君は種々調査の上、斷然其責任の風穴業者にあることを告白し、公會に於て演說するのみならず、文書を以て苦うの經驗を寄めたることを發表して居る、今其告白書の重なる點を抄記して見やう。

富岳風穴は廣大なる面積を有し、其性質に於て八田氏の富士風穴と同一のものであるが、渠は昨年第一號の中層下層兩室と第二號室に貯藏したのであるが、然るに第一號中室に貯藏したものが失敗したので、溫度濕度の關係を極めて丁寧に調査して見た。

一號中層室溫濕度表

月次	平均溫度	平均濕度
三月	三七、三	八一
四月	三五、三	八〇、五
五月	四一、八	八二
六月	四〇、八	八四
七月	四二、〇	八二
八月	四一、七	七七、六
九月	四三、〇	八三、五
十月	四七、〇	九一

一號下層室溫濕度表

月次	平均溫度	平均濕度
三月	三二、〇	八八
四月	三一、八	八八
五月	三五、六	八九
六月	三五、〇	八八

月次	二號室温湿度表 平均温度	平均湿度
七月	三五・七	八九
八月	三五・四	九八
九月	三六・七	九一
十月	四一・五	九一
三月	三二・〇	九八
四月	三二・〇	九八
五月	三二・〇	一〇〇
六月	三二・〇	一〇〇
七月	三二・八	一〇〇
八月	三九・三	一〇〇
九月	三九・九	一〇〇
十月	四一・〇	一〇〇

此三表の示す處によると、第一號中室の温度は概して高く温度は甚だ低い、二號と一號下室とは温湿度共に甚だしい差はないが、一號中室と二號室とを較べると實に大なる差を生じて居る、試みに其差を擧げて見やう。▲印は中層室温度の高度

月次	温度の差	温度の差
三月	▲五・三	〇・七〇
四月	▲三・三	〇・七五
五月	▲八・八	〇・八〇
六月	▲七・八	〇・八〇
七月	▲八・八	〇・八〇
八月	▲二・四	〇・二四
九月	▲三・一	〇・七五
十月	▲六・〇	〇・九〇

一號中層と二號室との温湿度の差

一號中層室貯藏籾種拾五枚
二號室貯藏籾種拾五枚

	平均温度	平均湿度
中層室	三六・〇	一〇〇
二號室	三二・〇	一〇〇
一號下室	三九・三	一〇〇
中層室	四一・五	一〇〇

▲四六　〇一三六

中層室は温度平均四度六の高さを示し、湿度は反對に二號室が十三度六高く、温度高く、而して斯の如き大差の結果は、温度低かりし一號中層室は不良にして温度低くして湿度の高かりし二號室及び一號下室が善良であつた、之て見ると籾種を貯藏するには湿度は飽和度に達する點はぬ譯である、而して出穴後の結果に就て月次との關係を見るに、一號中層のものも七月中旬迄に出穴したものは、何等の異條を呈することが無かつた、即ち室内に八十二度の湿度を有する迄は良くて、之より漸次に至つて、最も不良に陷るのは、八月の七十七度六と云ふ湿度に至つて、最も不良に陥ぬつたのである、左れば穴中には八十度以上の湿度あるを要する迄は穴にても判り、又多年試養する處の結果即ち穴中にて潤れて居る籾種を飼育しての結果の良好なる事は證明せられる。

一號中層室貯藏籾種拾五枚
二號室貯藏籾種拾五枚

	結果不良	結果好良
中層室	九	十
二號室	七	十五
一號下室	十五	〇

同一籾種（七月二十八日出穴）の二種の結果

出穴當時の温度を最高九十三度最低七十五度であつたから若し不良の原因が外界の事情であるならば、三十枚共不良で無ければならぬ、然るに結果は右の如くであるから、其被害は風穴にありしものと斷ぜざるを得ない。

以上は三井君が自己の失策を失策として告白して居る處で、あるが、吾靈は此點に對して敬服せざるを得ない世間には養蠶の失敗を籾種の不良に歸する養蠶家師もある、

又微粒子種を無毒と稱して居る種屋もある、其他種々の虚僞罪惡が行はれて居る世の中に、斯の如き眞實なる告白を聞くことは、誠に籾種界の爲に喜ばしいことで、吾靈は吾靈の名を以て、三井君の心眼を稱揚し、喜ぶ者である、既に失策を失策と見るの明あり、又之を告白するの眞義あることなれば三井君と其風穴は、我蠶業界に於て小生命より大生命に蘇がへつたものである。

吾靈を以て見れば彼の中層室が失敗したのは、昨年は異常の高温度であつたが爲に、比較的に外界の温度氣象を受け易い室であるから、從つて温度は高く湿度は低くなつたので、之が例年なれば斯樣な不結果を見て自他の損害を招かなかつたのであらう然るに彼は之を知りつゝも、斷乎として自己の不明に歸し、理窟け問敷ことを言はずして、堂々として失敗の原因を明らかにし、且罪を天下に謝する處、實に天晴生ずるが如き室は全部廢棄し、新たに第三號室を設けて飽迄貯藏の完全を期すると云ふことである、左ればこそ昨年貯藏を托して多少の損失を招きたる人々も、彼が男らしき告白に對して之を免じ、今年も依托せられることを望まざるを得ない理窟ケ間敷ことを述べ立て人界の事情に踏まざるを得ない劣淺ならば、蹈むべきも、然れども彼れ既に世間に對して、三井君の心眼に傾いて居る時に當り、毅然として風穴原因説を發表して居る、夫れ魚心あれば水心あるは人の情、知るべきに恕して、彼が男氣を買ふのは相當の處置と思ふ、聞けば又貯藏料の如き無料貯藏もやり、又貯藏料の如きも世間並に割引もするさうである、斯樣なことは吾靈の關係するが、唯だ吾靈は三井君が男子らしき告白も嘲り且讀むで、一紹介するとの事、彼が人物と同時に、三井君の眞面目なるを發表して風穴業者の參考に供する次第である、因に記す、富岳風穴株式會社と云ふのは、甲州東八代郡一宮村と云ふ處にある。

▲蘭絲組合の陳情　德島縣蘭絲同業組合にては二月二十七日代議員谷の代議士佐藤藤三郎氏を通じ農商務大臣に陳情の儀を依り野田農蠶課長農務局長に向け左の請願を出したさうである。

德島縣蘭絲同業組合は、蘭絲を生産する人々の團體にして、其組織は、蘭絲を生産する人々の團體にして、其組織は、蘭絲を生産する人々の團體にして、其組織

蠶種消毒論

蠶業試驗場員　小岩井宗作

蠶の生理を害せざる消毒法

余輩は蠶種消毒の必要を認むること此の如く、而して之が實驗をなさむとするに當て第一に起る問題は、蠶卵の生理を害せざる消毒法の探究にあったのである、故に總ての法を實驗して蠶卵の生理に影響するなきや否やを確かむる毒法を行ふの行はざる間題は、消毒法として蟻酸液浸漬か瓦斯接觸かの何れを採擇すべきかにあった。中曾根君の「フォルマリン」水浸漬は多少の死卵を生じ、且つ「フォルマリン」液は藥物上生物組織の良好なる固剤であるから、直接に同液に浸漬すると事の穏當でないのを思ひ、其他の方法を求めやうと思ふた、即ち諸種消毒藥液に就て之を試むるに、此等諸種藥液は原形質毒たるとに關せず、其イオン作用たると酸化鹽元の作用たると、其變化するものであるから、浸漬の後再び之を乾燥に洗滌乾燥浸漬以上の効果の有無を要すると、何れも「フォルマリン」液浸漬に方向を轉じて瓦斯接觸法に方向を轉じて瓦斯接觸法に方向を轉じて瓦斯接觸法

蠶種新製論

い事はない。

一、眠起け寒、ことあるのかを見た。此故に四回も無い無同一時に飼食せしむる時は、蠶業小となるの原因なる。光線が強過ぎて、桑葉の蔭に隠れて見ざる事なく、

一、病蠶は強に多いのかを見た。其製造種に依り、蠶種の種類に於て、其種類の差異に依り、

一、病蠶は強に多いのかを見た。其製造種に依りては、計量は余り減減の為に、

一、蠶種小となるの原因は、蠶種の種類

我農家は何故に如此く疲弊するであらう(?)

一、我農家は何故に如此く疲弊し、又我農村は何故に如此く荒廃に傾かうとするであらう、政府は多年我農界の為に施政奏ならざるなく、民間の有志亦之に應じて種々に畫策し、各種の公共團體は此間に立ちて大に盡すあるにも拘らず、農村の現狀依然として舊の如く、否却て益悲境に陥らんとするものあるは如何にも合點の行かぬことであると思はるれと仔細に之を調査してみれば怪しむ事は少しもないのである。

一言以て之をいへば農家の收入が支出に伴はないといふことに歸着するのであるが、さて其收支の相伴はざるは何が爲であるかといへば耕作上の收入を昔と比べて左程に增して居らざるに租稅の負擔は甚しく增して居るからであると多くの人は異口同音に唱へて居る。

なる程國稅、縣稅、郡市町村稅は大に增加し、平均地價百圓に對して十一、二圓の割合になつて居るから、此の負擔決して輕くはない、がこの負擔の增加よりも生計費の大に增加したと云ふことが重なる原因であるまいか、即ち田畑よりの收穫が救培上の改良によりて增加しては居るが、其增加より に比べて各種の負擔及生計費の方が一層增加して居るから農家の懷ろが寂しくなり行くのである、このことは左に示す田畑一反歩の負擔額及自作農家計表に依りて見ても明かである。

	郡民費	地方費	其他雜費	支出計	差引增減
	五	四	四九	二七	二四六
	八	七	七五	三八二	五三八
	一一	一〇	一〇九	四〇	二九

	收入	支出
明治二十三年	一〇〇円	一〇〇円
同 三十二年	一五四	一五五
同 四十一年	二〇七	二一八

一、田一反歩に對する負擔額

法定地價平均三十八圓

	關二十六ヶ村平均	東北二十一ヶ村平均	賀平	數	百分數
明治二十三年	一、九五〇	一、三八六	一、六六八	一〇〇%	
同 三十二年	三、一五五	二、二〇〇	二、六九八	一六〇	
同 四十一年	五、四二六	三、六一八	四、五二二	二七〇	

二、畑一反歩に對する負擔額

法定地價平均十六圓

	關二十六ヶ村平均	東北二十一ヶ村平均	賀平	數	百分數
明治二十三年	〇、八〇四	〇、四五〇	〇、六二七	一〇〇%	
同 三十二年	一、二八四	〇、六七五	〇、九八	一五五	
同 四十一年	一、一一二	一、二三七	一、六七六	二六九	

三、自作農家計表

十八ヶ所平均
所有地田畑一町一反歩
山林雑地五反歩
家族六人若干牛

	明治二十三年	同 三十二年	同 四十一年
收入 田畑	一九五	二九八	四〇九
關係費用 肥料	三三	五八	七六
雜費	二九	四〇	五一
收入計	一七三	二六	三一
支出 食料	一〇〇	一五三	二〇四
肥料	三九	六三	八六
負擔	一九	三一	五六
衣類	一八	二七	三六
住宅費	七	一〇	一三
教育費	五	八	一三

農家の生計狀態は、百の如くであるが、吾輩は或る論者の如く農家は昔の如く裳裾を着て居れと云ふことは賛成せぬが、又收入の少いのに不相應の生計を營むことも不賛成である、吾輩は農家がよく勉めよく勵みて親培上の改良、適當なる副業等を勵行して今日に倍進する收入を擧げるに到らんことを僕ひのであるが、これが爲めには農家自ら從來の情弊を打破すると共に一般の人も農家を保護してこれを發達せしむることに勗力せられたいと思ふ、農家が今日の如き狀態にある原因は種々あるであらうが其重なるものを擧げて見れば三つあると思ふ、先づ

第一が改良思想に乏しきこと

である、御り我邦の農家ばかりではない、東西兩洋とも農家としいへば同じであるが、兎角改良心に乏しいのである、是れは畢竟他の商工業と違つて卒先改良したところで、改良した丈けの効果を見ることが容易でないからであらう、世間には偶々改良を企て、遂に夫れが失敗に歸し、側からは嘲笑の目を受けて其だけ悲しむるものもあるけれども、因つて世が進歩するに從ひ失敗するものは減ずるけれども、又反對に安く買うとして居る人も尠くない、たとえ一の農家が在つて自分の所有田畑に改良を施こしてみても、其改良の爲に著しく生産を增加し、其結果價格をウンと低廉にしても他と競爭するといふやうな譯には行かぬ、又改良して品質を良くした丈け高く賣らうとしても其割合に高く賣ることは出來ず、又反對に安く賣らうとすれば、賣れることは大に賣れるけれども側が安く賣らぬから結局安く賣つた丈け損失になるから誰もナニ詰らんと云ふ考を起すことになるのである、之が一般の農家の改良心を鈍らしむる有力なる原因となつて、祖先傳來の遺法さへ堅く守つて居れば間違ないといふグズ〳〵した根性を起さしむるのである。

第二には資本の乏しきこと

が又大に關係して居る、ナンボ保守的の農家でも之れは改良した方が得策であると認むることがあるに相違ない、ところで假令之を認めても中等以下の農家に在ては大切なる資本を持たぬ者が大部分を占めて居るから、彼の農具の如き、肥料の如きを買入れたならば作業の上にも便利である、作物の如きも良く出來るであらうと思ひ乍らも買入ることが出來ないで、空しく指を噛へて見て居りますといふ歎聲を聞く

ことは決して珍らしくない、されば資本が充分あつてさへ改良心に乏しき農家に現して資本がないときては改良の出来ようは筈はない、聞けば今後郵便貯金を農工銀行に廻し一般農家の爲に融通の道を開くといふ方法を講ずるといふことである、何んとかして一般の農家が十分資本を得て農事の改良をするやうなことにしたいものである。

農村に於て一般に資本の缺乏して居ることは金利の高いのでも知ることが出來る今其一例として明治二十二年後十年毎の金利を關西地方東北地方に分ちて見れば左の通りである、

百圓未滿小資金々利表

期	西	東	北
明治二十二年	一・五二	一・六六	
同　三十二年	一・三三	一・五八	
同　四十一年	一・二六	一・五八	

第三には活動せない

といふことである、世界に我邦の如く隅から隅迄農事改良に關する奬勵的機關の具備して居る處はあるまい、私が昨年農業に關する奬勵的機關の有無を聞かれたから府縣、郡、町、村に夫々系統的に農會なるものが設けられ、產業組合の如きも斯樣〳〵であると詳細に話をした處が何れも管轄驚して日本の進歩は著しいものであるとは聞ひて居たが農業のやうなものまでが如此に進歩して居やうとは思はなかつたと大層感心を爲し、產業組合の本家本元たるデンマークの如き迄が目を開くして褒め居たが、處は夫れは實に感心であるが、併し其各種の團體として居るかと問ふたのである、此の答には自分も大に困つたが活動して居らんものを大に活動して居るとも言はれぬから正直に白狀した、其御問は實に良い御問である、私は大に活動して居ると御答したいが、實は餘りに活動して居らんので因ると答へたのである、其時には實に穴があつたならば入りたき心地がしたのである、一體歐洲の農會の樣に何れの町村にもあると發達したのだから、日本の農會の樣に何れの町村にもあると其代り普何れも能く活動し、日本の樣に

いふ譯ではないが、あつて其實のないふやうな團體は一つもない、名稱計り之に比較して日本の農會などは寔に慨かしいものである、此點から見ると我國の農家は少しく其面目を缺いて居るが見ると、ナル程隨分御祭り騷ぎはするが御祭り騷ぎやうに思はる、ナル程隨分御祭り騷ぎ

ぎは せんとも宜しいから、今少し其面目に農會なら農會其者の目的に從つて働き働くやうにして貰ひたい、左なくば如何にヤレ縣農會だ、ヤレ郡農會だ、ヤレ町村農會だと形式的に組織してみた處が其効力は少い、現在農事の改良の光分行はれて居ないのが大に原因してをると思ふのである。

（未完）

米國絹業談（承前）

學士會員
農學士　紫藤章

第三　米國に於ける絹織物業發達の原因及將來

前既に述べたる如く米國の絹業の發達は實に驚くべきものあり、今總て絹織物の種類を挙ぐれば、絹織、交織、毛交織、紡績絹織、各種の布染品、各種の織染品、各種の無地絹、稿絹、各種の模樣絹、模擬絹織又は絹毛スリン、オホンス等の輕目物より

目物に至る迄殆んど產出せざるものなく、只僅かに手織物に依れる最高の美術的織物を產出せざるのみであるが、是等と雖も亦た數年ならずして力織機を應用して之れが製出の工夫を爲すに至らずとも限らぬ、斯の如く短年月間に於て製數の發展を爲せるものは必ずや幾多の原因が有るであらうが其重なるものは（イ）米國に於ける養蠶製絲業の不成功（ロ）英國に於ける自由貿易政策實施の影響（ハ）米國の內亂に基因せる同國關稅の改革（ニ）力織機並に諸機械の應用（ホ）職工賃銀の不廉等であらうと思ふ、左に少しく之を說明する事とせう。

（イ）米國に於ける養蠶製絲の不成功

米國に於ける養蠶製絲の事は百數十年間に互りて或は國庫金の支出を以て或は有志家の熱心を以て種々奬勵誘導に補助金を與へて又は有志家の熱心を以て種々奬勵誘導に務めたるが前に述べたる如く今日に至るも未だ見るべきの成功を見なかつた、是れ畢竟に製絲業者が米國に於ける養蠶製絲業の不成功に鑑み進んで外國生絲の輸入を仰ぎて其原料に供するの計畫を立てたる結果と言はねばならぬ。

（ロ）英國に於ける自由貿易政策實施の影響

英國政府は十九世紀の初めまでは專ら農業保護の政策を採りて穀價を騰貴せしめざる爲め、種々の施設をなしたのである。然るに爾來英國の穀價は漸次降落となり其製品は諸國に輸出せらるゝ氣運に進み、之れに使用せる職工賃銀の高低は直ちに其製品の價格に影響するを以て、職工賃銀の問題は漸く工業家の注意する所となり、常に其賃銀を低廉ならしむるの方法を講ずるに至つたのである。而して其勞銀の低廉ならんことを欲するは、其製品たる穀物の價格を低廉ならしめんとの目的なり、外國產穀物の輸入を自由ならしめねばならぬとの議論は次第に勢力を增し、マンチエスター市を中心として商工業者及び勞働者相結合して農業者に

抵抗し、夫の千八百三十八年農業保護の爲めに設けられたる穀物條例の廢止同盟會なるものを組織し、而して「コッデン」「ブライト」の兩人は實に其同盟會の首腦となりて頓きも自由放任の說を唱へて國家の干渉を排斥し、其主說を實行せんが爲には議會、議員の選擧法を改正して、商工業者の議會に於ける勢力を扶植して農業者に當るの必要を認め、盛んに此目的を以て「コッデン」「ブライト」の兩人を喚起したのである。之れが爲め終に千八百四十六年當時の宰相「ピール」氏は穀物條例の廢止を主張し、其主說を贊成する所となりて、終に國王の裁可を經て英國商業政策の基礎を造り、即ち千八百六十年頃より國の自由貿易政策は實施せらるゝに至つたのである。

當時、絹織物に對する英國の輸入關稅の率は種類に依て異なるも多くは從價一割五分乃至三割迄の間に在りて、而かも其三割を超ゆるものは其小なるが如きも、此の輸入稅も漸く發展して一時は世界絹業國に英國絹織物業は百數十年來漸く發展して一時は世界絹業國に英國絹織物業は百數十年來漸く發展して一時は世界絹業國に英國絹織物業は百數十年來

有限責任販賣組合
松代製絲改良組總事　大里忠一郎

松代製絲改良組

松代製絲改良組合は產業組合法に依て設立されたる幾多の組合中最燃頭角を顯はして其成績の見るべきものありと聞き客年松代に六工社を訪ひ其際に同組合總事大里氏に就て聞き得たる事蹟の概要を記すれば左の如くである

ドゥーして改良組は組織せられたか

此松代の地は妻女尼飾等の山脈を以て東南北の二方を圍繞せられ、西北は千曲川の流れを隔てし河中島の平野を臨んでをりますので、武田信玄が特に此地を相して其臣山本某なる者の城を築かしたところです、其後種々變遷して元和八年には眞田信之なる者が封を移して拾萬石を領し世襲の居城としたところです、ですから維新前には大層繁昌したのです、けれども、明治四年に廢藩置縣の結果廳を長野に置かるゝことゝなり、時勢はがらりと變つて士民概ね其職を失つたのであるが、農に就くにも耕耘の土地に乏しく商を營むにも運輸交通の利便を缺いて居るので適當の業務を得ることが出來ないから、先見ある者は去て他に移り分別のある者は留りて運を傾るといふ狀況であるが、だん〳〵衰頽する計りであるのを見たる土地の有志者は何とか之が救濟の策を講ぜねばならぬと氣を揉んで居りました、拙父故大里忠一郎の知るも其一人でありまして、種々思案した末、土地の衰運挽回の策は一に工業の發達に待つより外ないと見込みを付け、自ら製絲の法を研究したり、或は工女を富岡に遣つて其繰絲術を講習せしめたりなどして、遂に明治七年に、有志と共に創めて其製絲場六工社を設立して製絲業の振興を企てました、一面近郷の農家に委託を作ることが難しくて、ふとしたことを敎へ、町民の無爲に苦じ者には其收繭を買入れて座繰絲を行ふことの得策なるを說き聽かせましたが、於茲か衆議まとまつて斯業に從事し、續々製絲工場や共同場が設置せられ、漸次盛大となる傾向を呈したけれども、如何せむ經驗も無い者が其局に當つたのでスッカリ其經營法を誤つた上に絲價の暴落に遇ふて多大の損害を受け、甚しきは紙員の淺識に乘じて好策を弄する者が顯はれ、遂に蒸汽製絲を主とせる三社を除き、殆んど全部が失敗し、破産する者も尠からざりしが、之が爲に座繰製絲を營む者も他へ委托して自ら經營を避けて、結果目前の利益を獲て永久の信用を顧みず粗製濫造を事とする、やうなものが多くなり、地方産業の退歩と共に再び悲境に陷つた中產社以下の經濟は座繰製絲の救濟の策を講ずべき此機に拾て置いのです、いところで、之が救濟の策は如何樣なる惨狀を呈するか測り知ることが出來ないので、拙父故忠一郎は大に之を憂ひ羽田、土屋、金兒等の諸氏と謀つて座繰製絲の改良をなし共同場を設置し、及販賣の目的を以て、組合を組織することにしましたのが、ソモ〳〵當組合の起原なのであります。

組合の創立と其定款

松代製絲改良組

本組合が產業組合法に基づき設立したのは、去明治三十六年の六月でありますけれども其前身たる舊組合の組織は明治二十九年一月でありまして、創立委員たる小池馬之助、上原相吉、岡田源治、竹内二助、吉味竹次郎五氏は先づ進の骨導に依つて、同年二月小組織の術に當り、松代製絲改良組と名稱を附して規約を定め、其歲の一月十五日を以て、創立總會を當町願行寺內事務所に開き、規約の議定幹事の選擧等を行ひ、茲に組合の成立を見るに至りました、本組合の定款ですか、夫れは此の通りでありますす御覽下さい。

有限責任販賣組合松代製絲改良組定款

第一章　總則

第一條　本組合ハ組員ノ製出ス座繰生ノ改良ヲ計リ其委托ヲ受ケ販賣及ヒ東京ヲ始メ之ヲ賣買スルヲ目的トス

第二條　本組合ハ有限責任販賣組合松代製絲改良組ト稱ス

第三條　本組合ノ組織ハ有限責任トス

第四條　本組合ハ長野縣埴科郡更級郡小島郡トス

第五條　本組合ノ事務所ハ長野縣埴科郡松代町九百九十八番地ニ置ク

第六條　組合員ハ本組合ノ區域內ニ住居スル者ニ限ル

第七條　組合員ハ組合ノ總利ハ其拂込濟出資額ニ應スルモノトス

第八條　出資一口ノ金額ハ金貳拾圓トス

第九條　出資第一回ノ拂込金額ハ一口ニ付金拾五圓トス

第一回拂込後ノ割合ヨリ拂込ム充タルモノハ外出資各口ニ付年毎年二月末ニ金拾錢以上ヲ拂込ムモノトス

組合員出資ノ拂込ヲ怠リタルモノハ期日後一日ニ付キ年毎年二月末ニ金拾錢以上ヲ拂込ムモノトス

分ノ一ニ當ツル過怠金ヲ徵收ス

第十條　準備金ノ組合出資額ノ拾割トシ其額ニ達スル迄毎年總收益ノ四分ノ一ヲ積立テルモノトス但總會ノ決議ニ依リ積立ノ時期ヲ增加スルコトヲ得

第十一條　加入金及ヒ第五十五條ニヨリ一部ノ拂戻ヲ爲シタル時分ノ積金ハ之ヲ準備金ニ繰入ルモノトス

第十二條　法例金ヲ準備金ニ積立ヲ金額ニ達シタル時分ノ積金ハ之ヲ金額ヲ控除シテ剩餘アルトキハ其一部ヲ特別積立金トス

第十三條　特別積立金ハ損失項補ニ充ツルノ外總會ノ決議ニ依リ之ヲ臨時支出ニ使用スルコトヲ得

第十四條　準備金及ヒ特別積立金ニ預入金若クハ第三十七條ニ依リ假渡金トシ又ハ之ヲ以テ有價證券ヲ買入ルノ外他ニ利用スルコトヲ得ス

前項ノ預入先及ヒ有價證券ノ種類ハ總會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第三章　組合ノ機關

第三章　組合ニ理事三名監事二名ヲ置ク

第十五條　理事及ヒ監事ノ任期ハ二箇年トス但所撰ノ幼ナス

補闕選擧ニ依リ就任シタル理事又ハ監事ハ前任者ノ任期ヲ繼承ス

第十七條　辭任其他ノ事由ニ依リ理事又ハ監事ニ缺員ヲシタルトキハ總會ヲ開クヲ以テ足ルトシ理事又ハ監事ニ缺員ヲシタルトキハ總會ヲ開クヲ以テ足ルトシ理事又ハ監事ニ缺員ヲシタルトキハ總會ヲ開クヲ以テ足ルトシ理事又ハ監事ノ職任ヲ講決シタルトキハ同時其補缺選擧ヲ爲スコトヲ要ス

第十八條　總會ハ通常總會及ヒ臨時總會ノ二種トス

通常總會ハ每年一回二月之ヲ開ク

一理事カ必要ト認メタルトキ

二監事ガ產業組合法第三十四條ニ依リ必要ト認メタルトキ

三總組合五分ノ一以上ヨリ會議ノ目的及ヒ其提出ノ理由ヲ示シテ請求シタルトキ

第十九條　總會ノ招集ハ少クモ五日前ニ會議ヲ以テ之ヲ組合員ニ通知スルコトヲ要ス

前項ノ通知書ニハ總會ノ目的ヲ示シ招集者之ニ記名スルコトヲ要ス

第二十條　總會ハ議ノ通知ヲシタル事項ノ外出席員三分ノ二以上ノ同意ノ依リ急議ヲ決スルノト認ムシタル事項ハ之ヲ議決スルコトヲ得

松代製絲改革組

第二十一條　總會ハ總組合員三分ノ二以上出席スルカ又ハ委任セレハ開會スルコトヲ得

第二十二條　總會ノ議長ハ組長之ニ當ル組事取扱スルコトヲ得

第二十三條　總會ノ議決ハ組長之ニ當ル組事取扱ノ一人ノ之ニ代ル役組總會ニ於テ必要ト認メルトキハ出席組合員中ヨリ之ヲ互選ス

第二十四條　總會ノ議決事項ハ理事之ヲ作シ議長及監事之ニ署名スルコトヲ得ス

第二十五條　總會ノ議事録ハ組合ニ於テ之ヲ定ム

第二十六條　本組合ニ協議員十五名以内ヲ置キ總會ニ於テ組合員中ヨリ之ヲ選任ス

初期ノ協議員ハ組合員中ヨリ設立者之ヲ選任ス但第一回通常總會ニ於テ之ヲ改選ス

第十七條ノ規定ハ協議員ニ之ヲ準用ス

第二十七條　協議員ハ任期ハ一箇年トス但再選ヲ妨ケス

補缺選擧ニ依リ就任シタル協議員ハ前任者ノ任期ヲ繼承ス

第二十八條　協議員ハ理事ノ招集ニ應シ出席議ニ與ル者トス

第二十九條　理事監事及ヒ協議員ハ名譽職トス

理事監事及ヒ協議員ハ正當ノ事由ナクシテ辭任スルコトヲ得ス

第三十條　理事監事及ヒ協議員ハ毎年總會ノ定ムル所ニ依リ報酬ヲ受クルコトヲ得

第三十一條　本組合ニ書記若干名檢査人若干名ヲ置キ理事之ヲ任免ス

書記ハ理事ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ從事ス

檢査人ハ理事ノ指揮ヲ受ケ生絲ノ品等ヲ査定シ其他技術上ノ事務ニ從事ス

第四章　事業ノ執行

第三十二條　本組合ノ事業年度ハ毎年二月一日ヨリ翌年一月三十一日ニ終ル

第三十三條　本組合ニ於テ取扱フ生絲ハ小枠ニ繰製セルモノニ限ル但總會ノ決議ニ依リ他ノ製絲類ヲ取扱フコトヲ得

第三十四條　組合ハ組合員ヨリ小枠生絲ヲ受取ヲルトキハ受金ヲ拂ヒ其品等及ヒ數量ノ査定ヲ爲スモノトス

品等査定ノ標準ハ別ニ總會ノ議ヲ以テ之ヲ定ム

第三十五條　本組合ニ於テ受ケタル生絲ハ品等ノ區別ニ從ヒ合同裏發ヲ協ノ期日ニ定メテ之ヲ製等入札ニ附シ其最高價格者ニ賣却スルモノトス但價ヲ其價格ヲ不當ト認メルカ若クハ特別ノ事由アリテ本條ノ規定ニ依リ難ヲ理事カ其價格ヲ不當ト認メルカ若クハ特別ノ事由アリテ本條ノ規定ニ依リ難キ場合ハ此ノ限ニ非ス

第三十六條　組合ハ理事ノ承認ノ經ルニ非ラサレハ組合ニ委托セスシテ第三十三條ノ物品ヲ他ニ賣却スルコトヲ得ス

第三十七條　組合員ハ組合ニ物品引渡シタル後ハ代金ノ假渡ヲ請求スルコトヲ得但其額ハ時價十分ノ八以内ニ於テ理事之ヲ定ム

前項ノ假渡金ニ對シテハ理事ノ定メタル利息ヲ拂フコトヲ要ス

理事ハ第一項ノ假渡金ヲ爲スニ當リ必要アリト認メルトキハ保證人立テシムルコトヲ得

第三十八條　本組合ハ委托ヲ受ケタル生絲ニ對シ其賣上金ヨリ總費ノ定メタル手數料ヲ收納ス

第三十九條　第三十五條ノ規定ニ依リ賣却ヲ以テ組合員ノ受ケタル生絲ノ代金ハ期日ヲ定メタ各組合員ノ選任セル數人ニ其品目ニ應シテ計算シ之ヲ分配スルモノトス但代金計算ノ方法ハ協議員ノ議決ヲ經テ理事之ヲ定ム

第三十七條ニ依リ假渡シタル金額及ヒ其利子第四十條ノ規定ニ依リ收スヘキ拾銭等ハ前項ノ分配金ヨリ之ヲ差引クモノトス

第四十條　生絲ノ收其ニ付理事ハ必要ト認メルトキハ協議員ノ議ヲ經テ適製絲ノ方法ヲ定メ之ニ違反セル生絲ニ對シ違約金ヲ徴收スルコトヲ得但違約金ノ最高額ハ總會ニ於テ之ヲ定ム

第四十一條　生絲ノ合同東製ニ因リ増加シタル損益ハ之ヲ本組合ノ收益トス

第四十二條　生絲受取後ノ危險ハ組合ノ負擔トス

第四十三條　組合ニ融資アルトキハ總會ノ承認ヲ經テ銀行會社若クハ一個人ニ之ヲ預入ルヿヲ得

第四十四條　理事ハ必要ニ應シテ借入金ヲ爲スコトヲ得但其最高金額ハ總會ニ於テ之ヲ定ム

第四十五條　事業執行ニ關シ理事ノ定ム

第五章　剰餘金分配及損失塡補

第四十六條　剰餘金ノ配當又ハ分配ハ各組合員ノ持分ニ應シ年六分以下トス

剰餘金カ積備金ニ積立フヘキ金額及ヒ前項ニ依リ組合員ニ配當又ハ分配スヘキ金額ヲ控除シテ尚殘餘アルトキハ役員報酬金特別配當金特別積立金積緩金ヲ設ケテ其殘餘ヲ以テス

第四十七條　特別配當ハ第三十九條ニ依リ其事業年度内ニ於テ各組合員ニ配ル金額ノ千分ノ五以内トス

第四十八條　損失塡補ハ先ヲ特別積立金ヲ以テシ次ニ準備金ヲ以テス

第六章　加入及脱退

第四十九條　新ニ組合員ダラントスルモノハ加入申込書ヲ理事ニ差出スコトヲ要ス

理事前項ノ申込ヲ承諾シタルトキハ其旨加入者ニ通知シ出資及ヒ申込ヲ拂込ヲ爲サシメタル後組合員名簿ニ記入スルコトヲ要ス理事ハ前項ノ規定ニ依リ加入者ヲ拂込ムヘキ金額ノ一部ニ對シ相當ノ利息ヲ拂込ムコトヲ約セシメ二箇年以内ノ延期ヲ許諾スルコトヲ得

第五十條　組合一年度ノ加入金ハ一口ニ付金五十錢トシ以後ハ毎年通常總會ニ於テ組合財産ノ增減ニ應シ其額ヲ定ム

第五十一條　組合員其ノ持分ヲ讓渡サントスルトキハ理事ノ承諾ヲ經ルコトヲ要ス

持分讓受人組合員ニ非ス者ナルトキハ加入金出資ノ拂込ヲ爲サシメ第四十九條ノ規定ヲ準用ス

第五十二條　組合員脱退セントスルトキハ少クトモ其事業年度末二箇年前ニ其旨ヲ理事ニ預告スルコトヲ要ス

第五十三條　死亡ニヨリ脱退シタル組合員ノ相續人カ直ニ加入ノ手續ヲ爲シタル時組合ハ被相續人ノ持分ノ拂戻ヲ計算ヲ爲サシメタル被相續人同一ノ權利ヲ有シ義務ヲ負フ者ト看做ス此場合ニ於テハ加入金ヲ免除スコトヲ要セス

第五十四條　組合員左ノ事由ノ一ニ當タルトキハ總會ノ議決ニヨリ之ヲ除名スヘキ

一　出資及ヒ加入金ノ拂込ヲ怠リタルトキ

二　組合ノ事業ノ妨ケル所爲アリタルトキ

三　犯罪其他ノ所爲ニ因リ信用ヲ失ヒタルトキ

四　第三十六條ノ規定ニ違背シテ物品ヲ賣却シタルトキ

第五十五條　組合員脱退ノ場合ニ於ケル持分ノ拂戻ハ其拂込濟出資額ニ止ムルモノトス

但死亡禁治産其他總會ニ於テ已ムヲ得サル事由ノ時ハ其他ノ事由ニ因リ脱退シタル組合員ニハ脱退當時ノ出資及準備金ニ對スル持分額ヲ拂戻スモノトス

第七章　解　散

第五十六條　組合ニ於テ組合ノ解散ヲ決議セントスルトキハ總組合員四分ノ三以上ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第五十七條　本組合解散シタルトキハ理事其清算人ヲ選ス

第八章　附　則

第五十八條　本組合設立當時ノ理事及ヒ監事ヲ定ムルコト左ノ如シ

但第一回通常總會ニ於テ之ヲ改選ス

理　事　大里一季

同　事　伊藤雄三郎

同　事　島田次郎

監　事　土屋三喜治

同　事　大里忠一郎

同　事　羽田桂之進

（未完）

大日本蠶絲業中央會支部賀都郡賀都組人組第一部一周總會參列者記念撮影

下田伊左衛門翁

本邦蠶界の耆宿 **下田伊左衛門翁**

偉業を飾る受賞の數々

歌人持資入道をして嘆ぜしめし武藏野の西多摩川の清流に望みて蠶界の耆宿下田伊左衛門翁あり、翁夙に農蠶の事に心深く常に率先して斯業の發展、改良を期せずといふことなく、身公共の爲に魚肉せらるゝも尚君事を營まず、鄰村之が爲に憫色ありといふ翁の事業も亦偉なりと謂ふべし、宜なり翁の官公より受けたる褒賞の名數に上れることや明治二十二年九月には神奈川縣知事より功勞賞を、同二十三年九月には内閣勸業博覽會事務局より金圓並に銀牌を、翌年十二月には賞勳局より錦授褒章を、二十八年五月には帝國農家一致協會より第一等名譽章を、三十二年には大日本農會總裁殿下より緑白授有功章を、三十三年四月には西多摩郡有志より金圓並に銀盃一組を、三十八年四月には本會より金賞牌を、四十一年八月には東京府より銀盃一個を同年三月には勳七等青色桐葉章及金圓を、同年九月には東京府農會長より金盃一個を受けたる外、大小の功記、受賞の數々殆ど枚擧に遑あらざりしもの推して翁が偉業の一端を窺知すべからずや。

君が生地

東京府西多摩郡西多摩村大字羽は實に翁が生地にして安政二年十一月八日を以て其の地に生れ幼名を宗孝といひ、父を伊右衛門と稱せり、家は歷世農を以て業とせりと雖も、故を温ぬれば七百年の昔、星月夜の里に源家の榮えし頃に其名を得たる河津三郎の一族たる實に翁が祖先にして其の後時利あらずして一族四方に離散するに及び、身を以て僅に伊豆國下田に土着し、後再び流轉して武藏野の西に居を卜するに至れる なり、玉は瓦石と異なり、何人も之を愛玩するものあり、其の光を放つが如く名流の末に生れて才氣自らに他と異なるものあり、維新の前世亂れて民其の道に安せざる時に人となり、道を聽き學を修ひる遂なきも精撰眼勉業は隨時に排して父を助け、夜は當時の國家宮本寛學氏に學びて漢籍を修め、之より漸く產業の振興鄕黨の誘掖に心を潛めたり。

地方を歷遊して蠶事を改良す

明治九年十二月翁父伊右衛門氏の後を襲ひて家督を繼ぐや名を伊左衛門と改め益々家業に志すこと厚く、門田後園に新法を試みし、蠶事に新智を施すと雖も智を廣く諸國に求めんとなし、翌十年二月隨ひ間の家山子倒れ寒弱枯林に呻ぶ旦白刃の如き霜を踏んで農蠶視察の途に就けり、道を東海にと

り、進で關西に入り具に各地の實情を察して歸へり、翌年再び千葉縣に遊び、十四年三度東北地方を巡遊して蠶絲業視察を爲し、大に得るところあり、十五年群馬縣に生に群馬外六縣聯合共進會の開かゝや、自ら行きて之を觀察し、蠶業の改良は愛國の改良にあることを察し、群馬、桐木、埼玉郡島の各縣を編歷して市平、鶴田、柳田、島村早生等の桑苗を得、之を鄕里に攜へ歸へりて地方有志に分與し、以て桑園の改良を促せり。（未完）

優等賞の光榮を擔へる

婦負郡生絲同業組合

八尾生絲の聲價を回復す

八尾生絲の名右蚕世に表はる、史を閲すれば同絲を產する富山縣婦負郡八尾町に於ける製絲業は其の濫觴を遠く實永の昔に發し、漸次人の和と地の利とを得て盛となり、明治に至りしが、十八年絲價の暴落は同地製絲業者に多大の打擊を與へしより、八尾生絲の聲價日に衰しく、之に携はれる者は其の苦境より脫せんとし割賣を廻らして生絲の粗製濫造をなし、甚しきは生絲に水分を含ませて不義の利を貪りしより、八尾生絲の聲價は何時しか其の跡を絕ぬに至ぬ、誠に於て心ある者、私に其の將來を憂ひて圖るところありしも詮なる決可は双手投足を以てよく防ぎ得べきにあらず、徒らに自然の趨勢に任せたりしが、明治三十八年に至り土地の有志中村國四郎、寺田松次郎、岡部忠嗣、敬戸庄次郎、吉川權次郎等諸氏之を慨し、如何にもして八尾生絲の聲價を挽回せんと欲し明治三十三年法律第三十五號重要物產同業組合法に準拠し、組合組織し、敬戸庄次郎氏を組合長に推し、同年六月十八日を以て主務大臣の認可を得、新に婦負郡、敬師を聘して各製絲場を巡視せしめ、以て實地指導並に監督を爲すと同時に、共同、場、返場を設けて組合員の品位、働ガ生絲檢査を設け補助金等級を定めしめ、更に、共同、場、返場等の生產品に對し一定の商標を付して市場の販賣を試みしに其の品質の優良にして よく絲一せるより忽ち市場の需要を喚起し、八尾生絲の名聲日に高く其の價格の如き、一糸につき約十五圓の上勝を見るに至れり、此の如くにして斯界の名譽ある婦負郡生絲同業組合は豫定の第一歩に成功せり。

組合の發展

夢多くして功少きは調製の常なり、而かも生絲同業組合が着々成功の城に進み、日に其の聲價を回復し來りたるは以て組合の生良は組合の規模を擴張せざるべからざるに至らしめ、明治四十年縣費二千五百圓、郡費二百圓、町費二百圓、組合員の負擔額金三千九百圓合計六千四百圓を以て一大場、返場を八尾町、西町、相倉、荷來の共同場、返場を設け、場、器三百器を設けて場、返の一定を圖り、種、製、蚕、繭等に何つて益々改良の實を擧ぐるに力めしより、生絲の

品位は急々其進し、遂に一網につき三十圓乃至五十圓の高價を以て買却せらるゝの盛運に達せり、而かも組合同人此の如き目的を以て次スチーム、バイブの裝設によりて生絲の乾燥を行ひ、之と同時に生絲共同荷造及販賣の調査を開始せしめ、時に議習會を開きて指導從業者の修養の實況を調査せしめ、同生絲檢査所内生絲整理工養成所へ傳習生を送りして技術の研究を遂げしめ、内外組織に於ける製絲業は舊觀を超ゆる迄に飛躍を極め一時劣勢の名を以て市場より擯斥せられし八尾生絲は今や市場に有數の逸品として需要を集中するに至れり、惟ふに此の如き好果を收め得たるもの一に組合同人が多大の苦辛と忍耐との賜ならずんばあらず。

善因に善果を與へ惡因に惡果を與ふるは是れ天の理なり。組合同人が多大の困難に堪へて八尾の蠶業の挽回に力めしの善因に對して既に善果のあるあると雖も、天は尚善果を與ふるの足らざるを感じて、明治四十二年の秋、更に空前の名譽を與ふるに至れり、常に仁慈の御心深く國内の蚕業に意を用ひ給へる我東宮殿下の北陸の地に行啓遊ばされ給ふや、組合の代表者たる田内傳從を組合に派せられ、親しく田内傳從に對して有難き御言葉を賜ひ、且つ組合より同蚕物產陳列場に由り品評して台覽に供し、寒る生絲一括を賜ひ、而かも直ちに生絲一括げさせ給へり、而かも直ちに爽

之を各地の共進會、品評會等の成績に見んか君が苦心の一端はよく之を窺知するを得べきなり。

東宮殿下の令旨を受く

君及君の父君が斯業の改良發展に盡瘁し常に地方蠶業革新の先驅として自費を投じて範を示すの一事は常に心ある者をして嘆賞措く能はざらしめしが、明治四十二年東宮殿下の北陸の地に行啓あらせらるゝや、此の美事を聞召され、侍從長大に命じて父君五右衛門氏を御旅館に召させられ、實業功勞者として優渥なる令旨を賜ひたり、之れ實に五右衛門氏の光榮のみならず、君の名譽なり、九族の名譽なり、豈廣く蠶種製造家の名譽ならずとせんや。

優等賞の榮冠を受く

君の事業に精勵なる其の成果を私藏して井蛙の智を誇らんよりは廣く之を世に紹介して自省の資となさんと欲し早くより奮て各地の品評會、共進會等へ出品するに常に受賞せずといふことなし、彼の明治四十年の間、西ヶ原農商務省主催の品評會、共進會に於ては一等賞銀杯を同年九月の東京、淺草品評會に於ては名譽賞金牌を受けしが、昨明治四十二年十一月に開催せる本會富山支會第三回品評會に於ては實に優等賞の榮冠を得るに至れり、君の努力遂に報いて栄に輝かしむ、今や蠶界願る多事、願くは斯業の發展に益々其の精を盡さんことを。

優等賞の光榮を讃へる

橋爪原蠶種飼育所

其の經營者

橋爪原蠶種飼育所の名久しく北陸の地に鳴る、其の起源を繹ねるに其の濫觴は遠く元祿年間にあり、橋爪家の祖先紺屋治兵衛氏に發すといふ、爾(後)來氏代に、所(後)時代に原蠶種を業とし、所(後)時代にありては前田藩より屢々奬勵を受け斯業發展の氣運に向ひしが、其の著しく面目を改めしは實に橋爪治郎作氏の代にありとす、其の君は天保九年六月の生れにして夙に父祖の業を繼ぎて之に精勵し、よく今日あるの基を爲したり、長子秀太郎氏及び次男八尾蠶業學校並に東京蠶業講習所を卒業し、爾後郷里に止まり斯業に力ひること深く、夙に八尾蠶業學校教諭として研究し、父の業を扶け父の殁するに及び其の跡を繼ぎ自ら原蠶飼育所主任となりて刻苦經營の任に當れり、而して四十二年三月富山縣立蠶業學校教諭として教鞭を執るや次男秀太郎氏其の後を受け今や家に在りて孜々として業に勵みつゝあり、一門の精、之より発達を呵して余せんとす。

桑園を開拓して桑に示す

八尾附近の蠶業は其の創始極めて古きも其の法極めて拙劣にして殆ど見るべきものなく、桑の如きも全く野桑のみを用ひしより良繭少く蚕害を受くること尠からざりしを以て治郎作氏大に之を憂ひ、明治元年三月自ら朝日村大字友坂村に荒蕪地三反歩を開拓して純然たる桑園と爲し培養の方法、掃矢を試みて地方當業者に示し、五年夏に郡花村大字下條原村の地を選み四反餘歩を開拓して桑園を新設し、良苗を東西に求めて之を栽植し、其他、油田村大字押川村元八尾飛地、明金の原、保内村大字米谷村等の荒蕪地、山林等を開拓して桑園となすこと前後五萬餘坪に及ぶ、自ら中條に鄉里に奬勵せしより人の之に傾くもの多く、爲めに桑業の風に一變へらし荒山草地は何時しか良桑園と化し蠶業一時に勃興するに至れり。

蠶種改良組合を設立す

安政五年蠶種の粗製濫造行はれ、蠶業の基礎爲に危からんとす、治郎作氏即ち之を憂ひ共同して以て之が改良を圖らんと欲し、同志二百四十餘名を募りて蠶種改良組合を設立し、荷主、旦那、侯の免許を得て極力蠶種の改良に努め、組製濫造の弊を矯正したるより信用年を追ふて加はり來り、從來三萬以下に止りし需要は增加して慶應の初年には五萬以上に達せり、爾後之が改良研究を怠らず自費を投ずること數千圓屢々失敗の厄に逢遇せしもの、堅忍不拔よく其の業を續け益々斯業に實績しつゝあり、而かも改良の意は蠶種のみに止まらず更に養蠶製絲にも及ぶに至れり。

養蠶傳習所を設けて人材を養成す

治郎作氏蠶種の改良に意を盡くすと雖も養蠶之に伴はざれば其の全きを期する能はざることを發見し、明治十一年私財を投じて自宅に養蠶傳習所を設立し、以て從來の缺陷を補ふ術を得たり、然れども尚人材の養成は蠶種の改良に急務なるを感じ、十三年更に事業を擴張して別に養蠶室を新築し廣く生徒を募りて人物の養成に努め、明治二十二年には二男友吉氏を西ヶ原に遊学せしめ、大に所務の發展に努めしより、人材彬々として之より輩出せり。

卒先製絲の改良を大成す

繭質は八尾地方に於ける製絲業は甚だ振はず總に手挽によりて之を繰めるを以て生絲の細太一なら ず光澤不良にして品質粗惡なるを免れず、會の需要を生ずるに至らざりしも因襲の久しき敢て之が改良を企つる者なく、徒らに衰敗の間に原滅し去らんとするものあるより、文久三

日本に於ける製絲業の經濟狀態

伊國　カルロ、ガイニー

昨年本邦の製絲業を視察して歸國せられたカルロ、ガイニー氏は此の世界の製絲業者が最も注視する本邦の製絲業に關する長文の報告書を英國在留の我同盟に提出されたり（ビルチャド、アンゾーリー、ガイニー）氏の報告書は我が讀者に紹介すること頗る大なるものあらうと思はるるに之を掲載しつゝ

日本の製絲方法は二種に之を大別せねばならぬ、一は日本固有の製絲方法で、他は歐洲風の製絲方法である。

第一の方法は近來大に改良を加へられたが、其の製絲は甚だ劣等であるけれども、其の分量は僅るべからざるものである、千九百三年に於ける產額が二百五十五萬四千九百七十一基であつたに、千九百八年十六萬六千六百〇四基に達したのを見ても分量の增加を知ることが出來るし此の產額の部分は日本の織物及羽二重と成るのである、羽二重は依然增加するのみである。

歐洲風製絲方法の進歩は驚くへき程である。年々增加する繭の產額を名々分割する程に此の機械が吸收する所である。千九百三年に於て四百三十六萬一千五百九十一基を製絲した、四百三十六萬一千五百九十一基を製絲した年は六百六十六萬六千二百八十一基を製した、此の製絲の殆ど全部は輸出せらるゝのである、其の內三分の二は來國に輸出される。

此の方法に就ては云ふべきことが頗る多い、何となれば地方に依り製絲場に依り互に大なる差異があるからであるけれど、茲に一言述べて置きたきことは、余の短時日の而かも皮相の觀察を以て見ても明かに見て取れたのは如何に日本の製絲場と雖も、之を以て滿足の中に滿足して居られぬ、譯者曰原文の趣味を失なはざらんが爲めに殊に直譯したのである、何時も思ふ通には行かぬのであることは附言するまでもない）此の國の製絲業も亦世界の大勢に逆れて生絲相場の變動の爲め大なる恐怪を來たしたのは能く能く見へるのである。

前にも云へる通り此の新方法と共に舊式の方法も亦盛に行はれる其の製造費が、製絲場に依りて著しく異なるのは地方地方の勞銀か、比較的に廉からである。

到る處殆ど十四中の絲乃至十五中の絲を紡ぐ、時にはもつと細さもの、を紡ぐ場合もあるけれども、製絲の仕方は地方に依りて別々である。

例へば福島、仙臺、山形、などでは二口繰以上をする、七十貫の上の製絲場の集合する長野縣諏訪の中央製絲場では常に四口

年奮然之が改革を企て八尾町の同業者林源四郎、中谷作兵衛、里見其九郎、清水伊平等の有志と共同して其の實を擧げんとし、幾多の困苦を積んで遂に一の煮繰器械を案出し、大工藤北原藤三郎と謀議し、之を製作して用ひしに其の結果頗る好にして製絲の品質爲めに著しく改良せられ、大に聲價を博せしも、尙ほ足らざるもの多しとなし、明治四年更に製絲を研究せんと欲し、東京に出て、其の技を勝きつゝある間に偶々爲谷三十郎の發明に係る改良座繰器械あるを聞き、越いて之を觀るに頗る意を得たるものありしより、同器械五基を購入し、之を郷里に輸して百蠶を模造し當業者に無料貸與し又資力乏しき者に資金五百餘圓と齎五十石を貸與し、自ら之を監督し、以て生絲の細太品位の統一を計り、別に生絲檢査の法を組織し優等品を選拔して横濱市場へ試賣せしに大に好評を得たるのみならず、之より八尾生絲の聲價益々昇り價格の著しき騰貴を見るに至れり、然れども多數の當業者中には舊慣を守りて新法に移るものの少く改良の實擧めて遲々たるより、百方勸誘して遂に二十餘名の同業者を得、翌年高熊村に一大共同製絲場を新築し、六十餘臺の器械を以て水力を利用して製絲業を營むに至れり、而して之れ實に北陸に於ける器械製絲場の濫觴なりとす。

此の如くして同地方の蠶業は橋爪氏の熱誠に動かされて漸く發展の進運に向ひ、爾後之に倣ひて製絲場は更に設立するもの九箇所に及ぶ、更に其の規模を擴張せし、而して此の前後に於て或は價の低落に鑑み、或は汽罐の破裂に失敗し、不慮の災厄を被り、時に社員相互の衝突を來し、又異志を抱き見解を異にし、將に一社の離散を見んとするに至りし事數次、而かも百難來て百難排し、若心經營、多大の資を一身に負擔し、拮据勵精遂に社運を挽回して製絲を八尾町第一の物產たらしむるに至れり。

學校を設立し採種に腐心す

次郎作氏斯業に携りてより其の苦を積み功を成し、幾何なるを知らず、而かも尙地方實業教育の不振を慮し、明治二十九年松本七兵衛、吉友三郎、林昌作氏等と謀つて八尾町に蠶業學校を設立し、一は以て斯業改良の資と爲し、一は以て人物養成の機會とせり、是れ今の縣立蠶業學校の前身にして地方實業教育の一大勢力なり。

治郎作氏又明治三十年來蠶種の完全なるものなきを慮し、日本、支那、歐洲產の蠶種六十三種を蒐集し、之に試驗を行ひて專ら意を種類の選擇に用ひ、遂に三十九年、星印又昔を製出し得たるより、四十年廣く之を全國の當業者に頒ちたり、從來の名見養蚕を改め、橋爪原蠶種飼育所と稱し、專ら星印又昔の製造に意を致し、之より大阪業界に貢献せんとせしに、秀太郎氏其の跡を受けて、益々其の改良を企て、是れ實に同氏の功績なり、客歲間德せる本會富山支會第三回品評會に於て賞を得るに至れり秀太郎氏今や教鞭を富山縣蠶業學校に執り二弟弘吉氏其の跡を紹ぐ、二氏が北陸蠶業界をして絢爛の域に導くの日遠しと謂ひして見るべきものあらん。

繰又は五口繰の製絲をする。繭は到る處三四種に區別して繭質の統一を計つて居る之れは手工の不熟練を補ふ一手段となるのである。（未完）

消毒試驗

埃國　ヨハン、ボルレー

從來蠶兒飼育場に於ては消毒の爲め弗硫酸、クロール瓦斯、フォルマリン等を使用し來りたれども、未だ此等消毒材料に關し、比較研究を爲せるものを聞知せない、仍て予は此等消毒材料の効果に關し、學術的實際的試驗を施した。

先づ蠶兒の侵さるゝ諸病例令とは軟病、縮小病等の病氣を作り、之を病子等に入れ、消毒用蠶室の床、天井等に放散し、此等の試驗は「グルッ」州に於ける蠶飼場の一棟の建物及び試驗場に於て之を施行したが、而して此試驗は最も詳細な規定の下に施行したが其結果は左の如くである。

消毒材料

第一　クロール瓦斯、百立方米に付き各過の燐酸四基瓦（クロールカルク）三基瓦に稀かして之を製出したるもの

第二　亞硫酸、百立方米突に付き二基瓦及三基瓦の硫黄を燃燒して之を造る

第三　クロール瓦斯（第一の如く）次に亞硫酸（第二の如く、但し百立方米突に三基瓦の硫黄）

第四　波狀（フォルマリン及亞硫酸を同時に併用する何等の効果なし、何となれば此等二物の結合に依りて全く効能なきも一種の酸類を發生するが故なり）

此等の諸種の試驗の結果として吾人は消毒の効果は使用消毒材料の分量並に消毒を施行すべき室の種類等に關係するは勿論尚特に作用時間の長短に關するものなることを知るのである。

第五「カリウム、マンガン」及「フォルマリン」に作用せしめて製作したる「フォルマリン瓦斯」及「フォルマリン」と等同樣の關係を有す、少し高價なれど「アウタン」に少しく劣る。

第六「フォルマリン」及亞硫酸を同時に併用する何等の効果なし、何となれば此等二物の結合に依りて全く効能なきも一種の酸類を發生するが故なり

第七　アタメン「フリードリヒ、バイエル」會社の色素製造より製出する「フォルマリン」材

第八　波狀「フォルマリン」（第四の如く氷に亞硫酸（第二の如く）

消毒實施試驗は二種の異る蠶兒に同時に之を施行したのであつて、該蠶兒は總て前記の諸病に侵されたることなき健全のものである、而して之等諸消毒材料の効果は左の如くである。

第一「クロール」瓦斯に四十八時間の使用の後只「pebrine」に對してのみ特に効能あることを示した

第二　亞硫酸、極少量百立方米二基瓦の硫黄を使用して之を製したるものなるが、只二十四時間使用したるに既に充分カルダメフトの病菌を滅減することを得た、然れども軟病及縮小病に對しては然らず共れども百立方米突に付き三基瓦の硫黄を燃燒し、且つ四十八時間其の作用を及ぼさしむるときは軟病に對しても亦著明なる効果あることを認めた

第三「クロール」瓦斯及亞硫酸を夾雜に四十八時間併作用せしむるときは前記の諸種の蠶病に對し最も優足なる結果を得

第四　波狀「フォルマリン」をランプを以て蒸發せしむるときは既述の分量にて二十四時間作用せしむるときは、カルダメフトに對し充分なる効能がある軟病、縮小病等に對しては亦之に依りて充分に防禦することを得

若し一層多量に之を使用し、且つ一層永く之を作用せしむるときは此等相互に關係ある蠶病の病分は充分に之を撲滅することを得、吾人は五十倍の「フォルマリン」に對して蠶病に向て之に抵抗することを認めた、又二十五倍の「フォルマリン」を使用するときは其効能充分にして關係病等材料には最

早何等の低能なを惹起することを得ない。

第五「カリウム、マンガン」及「フォルマリン」に作用せしめて製作したる「フォルマリン瓦斯」及「フォルマリン」と等同樣の關係を有す、少し高價なれど「アウタン」に少しく劣る。

第六「フォルマリン」及亞硫酸を同時に併用する何等の効果なし、何となれば此等二物の結合に依りて全く効能なきも一種の酸類を發生するが故なり

第七　アタメン「フリードリヒ、バイエル」會社の色素製造より製出する「フォルマリン」材

第八　波狀「フォルマリン」（第四の如く氷に亞硫酸（第二の如く）

消毒實施試驗は二種の異る蠶兒に同時に之を施行したのであつて、該蠶兒は總て前記の諸病に侵されたることなき健全のものである、而して之等諸消毒材料の効果は左の如くである。

第一「クロール」瓦斯に四十八時間の使用の後只「pebrine」に對してのみ特に効能あることを示した

第二　亞硫酸、極少量百立方米二基瓦の硫黄を使用して之を製したるものなるが、只二十四時間使用したるに既に充分カルダメフトの病菌を滅減することを得た、然れども軟病及縮小病に對しては然らず共れども百立方米突に付き三基瓦の硫黄を燃燒し、且つ四十八時間其の作用を及ぼさしむるときは軟病に對しても亦著明なる効果あることを認めた

第三「クロール」瓦斯及亞硫酸を夾雜に四十八時間併作用せしむるときは前記の諸種の蠶病に對し最も優足なる結果を得

第四　波狀「フォルマリン」をランプを以て蒸發せしむるときは既述の分量にて二十四時間作用せしむるときは、カルダメフトに對し充分なる効能がある軟病、縮小病等に對しては亦之に依りて充分に防禦することを得

若し一層多量に之を使用し、且つ一層永く之を作用せしむるときは此等相互に關係ある蠶病の病分は充分に之を撲滅することを得、吾人は五十倍の「フォルマリン」に對して蠶病に向て之に抵抗することを認めた、又二十五倍の「フォルマリン」を使用するときは其効能充分にして關係病等材料には最

蠶病豫防法中改正案

去三月十二日の衆議院委員會に於て梨川議三氏より蠶病豫防費は四十二年度の豫算に於て百二萬余圓に達し居るに拘らず政府は三十九年來法施行以來毎年十萬圓宛の補助金を交附するに過ぎず爲めに餘蚕の盛病毒の蔓延惹るべきものあり蠶業者に及ぼす影響から甚大なるに之れを全部國庫の支出に移して蠶種の粗製濫造を防ぐ與時に消毒過程の跡を絶つべしと迄一押川次官十萬圓の國庫補助にては其不足なるを認め居れるを以て政府は先づ之れが實行に國と種々調査の上原蠶種の檢査を政府に於て行ひ以て蚕業者より手數料を徴するの方針を立たるも今即議會に提出するの運に至らざりしが然れども蠶品品質及び全部國庫に移すは種蚕に於ては同感なれ共實行上困難なるを以て不同意なりと反對せしも原案の如く可決となつた

蠶業中行事

愛媛縣立農業學校教諭　池田榮太郎
馬場由

三月啓蟄

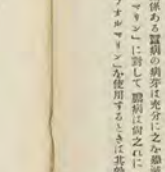

蟄室蠶具の準備

蟄室蠶具は稍立蛾量に應じて準備せねばならぬ。今玆に蛾量四反（桐製百蛾普通製一枚）飼育に要するものを擧ぐれば

蟄室蠶具は稍立蛾量に應じて準備せねばならぬ。今玆に蛾量四反（桐製百蛾普通製一枚）飼育に要するものを擧ぐれば

蟄室蠶具の準備

蟄室蠶具は稍立蛾量に應じて準備せねばならぬ。今玆に蛾量四反（桐製百蛾普通製一枚）飼育に要するものを擧ぐれば

三月啓蟄

滿地の春色、櫻花は是れ一片の白雲、細柳は之れ百條の遊絲、聲を弄する黄鳥は樹間に在らずして明窓閑軒の金玉籠に在あだ、其聲朗々として續くが如く、泡逢の群蛙は吾人の速夢を破りて斯業の急なるを告ぐるに似て居る、此際爲すべき業務は飼育中使用する器具の再調査と、蟄室、蠶具の消毒を行ふことである。

蟄室蠶具の準備

左の如くである。

用桑及人夫

用桑は凡そ二百貫目であつて桑園一反歩とする、但早生桑二畝、中生桑三畝、晩生桑五畝の割である、人夫は四人但し蟻量の増加するに從つて此割合より多少節減することが出來る。

蠶室

飼育室八畳若しくは十畳間一室、貯桑室兼到桑室八畳間一室、但し貯桑室は到桑室の床下に穴倉とするが便利である、飼育室は飼育室を利用し、飼外に六畳間一室或は平家の二階を利用する、それに蠶箔小屋（二坪位）

蠶具

一、掃立道具

包紙、敷紙共五枚、羽箒二本（水鳥の翼）小庖丁二本分秤一個。

二、調桑道具

桑切庖丁大小二個、俎板二面、桑切鋏二挺、桑笊一個、桑篩一組、秤衡一個、桑摘籠四個貯蔵籠二十個乃至二十五個。

三、育蠶道具

蠶棚二組（棚とは蠶を入れる棚のことで棚の間隔は二尺四寸位、幅は二尺、奥行は二尺、一段ごとに二間ごとに棚を設ける）蠶箔八十枚、蠶簿百六十枚、蠶網百六十枚、上蔟蠶七十五枚、（但し一枚に四百頭入とす）かるとん八枚。給桑籠二個。

岩手郡盛岡市郊外の桑園
桑園の一部を撮影したもの

給桑笊四個、乾濕計二個。

四、雑具

日記一個。硯一個。時計一個。鋏一個。計算器一個。尺度一個。蠶一個。楊蠶一個。洋燈一個。箒一個。火箸一對。手洗鉢一個。手拭一個。提灯一個。炭取一個。十能一個。手箒二本。雑巾二枚。腰掛三枚。外蠶種貯蔵器。消毒器械及び薬品。

五、消毒品

藁百把（二十五貫）炭凡そ三十貫乃至三十五貫。粗鹽五貫、上外に掃除若しくは炭練五斗餘。硫黄二斤、石油二升、大鋼二百瓩。小鋼二百瓩（但し白足島田鋼を使用す）平紙一帖、筆鉛筆二本。墨一丁。

以上準備は大略に過ぎぬ、故に實地上掃立蟻量の増減に應じ、有器の内減すべきものも尠くない。

蠶室蠶具の消毒法

蠶病の消毒は蠶室結了後自然温度の高き夏期に於て行ふに如かないけれども、從來の慣例上養蠶前に行ひますから先づ本月はこれを記載しておかう。

蠶室蠶具の消毒に就ては農商務省蠶業講習所で發刊された蠶病豫防の方法中に記載されたものが、簡單明瞭であるから左に之を掲げることゝします、尚詳細なることは日本蠶病消毒法及び最新實驗蠶病消毒法を一讀せられんことを望む。

第一　蠶室の消毒

蠶室は蠶兒飼育中に於て病原物の附着すること多きものであるから、必ずこれは消毒せねばならぬ、而して其方法は、フォルマリン液撒布消毒法が最も良しいことを行ふ時である。

(1) 消毒施行の準備

「フォルマリン」の消毒力も比較的強烈なる利があり、蠶業務の都合其他止むを得ない時は養蠶前に行ふがよい。

消毒を行ふには先づ室内の蠶具（籠及び蔟等）を、取り出して戸障子及び欄間を閉鎖して後消毒に着手する、そして之を行ふには室の内外を共に大掃除をして務めて清潔にし、且つ高壇の準備を整へて後消毒せねばならぬ而して座敷は之を焼き棄てる。

(2) **「フォルマリン」の用量**　蠶室の消毒を行ふには先づ消毒する室内上下四壁の平面積を計算して撒布する「フォルマリン」の分量を定めねばならぬ、其分量は室の平面積、平方尺に對して「フォルマリン」液十二匁の割合（六尺坪一坪に對し四、三二匁の割合）で其室に要する總量を算出して是れに約三十四倍量の清水を混ぜて稀釈し、之れを撒布する。

岩手郡盛岡市郊外の蠶室
盛岡成蹟技術

今左に六畳、八畳、十畳に撒布する「フォルマリン」の分量を示せば次の如くである。

蠶室	「フォルマリン」液撒布	清水
六畳の室	岡山一間四方半（二間四方九尺）	二千五百二十匁
八畳の室	岡山一間半（二間六尺九寸五分）	三千〇四十五匁
十畳の室	岡山一間半（二間六尺九寸五分）	三千五百七十匁
右は比較的完全な蠶室を消毒するに用ひる分量で、即ち一		

磚の「フォルマリン」で八畳の蠶室なれば凡そ五室を消毒し得る割合である、但し蠶室の天井などかあるいは戸障子の建付不完全であるとか、荒壁多きとき、若しくは前記以上の廣大な室のとき等は右の用量では消毒不完全である供れがあるから「フォルマリン」の用量を前の約二倍量まで適宜に増加しめねばならぬ、此の場合には混ぜる清水の量は、「フォルマリン」の約二十二倍まで減少し、溶液を濃厚ならしむるが可いの。

岩手郡盛岡市郊外の蠶具
蠶具を撒布する川上北徒生所
景光の撮影

(3) **消毒施行の方法**　蠶室に「フォルマリン」液を撒布するには先づ天井から初め後四壁に及ぼし、最後に床上に撒布する、撒布し終つた後は堅く戸障子を閉ぢ十五時間以上を經過せぬ間は開放してはならぬ。

此の法を行ふには必ず噴霧器を使用せねばならぬ、噴霧器は現今行はるゝもの、河村製、百木製、紙木製、丸由谷製、小澤製、進木製、等は最も良好なるものである。

(4)**施行上の注意** 右の法を行ふには室内の温度は華氏七十度以上なるを要する、若しそれより低温であるときは消毒の効力不充分のものであるから、適量の火力を用ゐて豫め保温し、消毒に着手する、尚蠶室の消毒をなすには常りては蚕り飼育室のみでなく貯桑場廊下其他の附屬舍も同時に消毒するが好い、但し此等の室は密閉することが出来ないものであるから、其消毒を行ふには平面積に對する「フォルマリン」の用量は不完全な蠶室に於ける如く、適宜増量して使用することが肝要である。

第二 蠶具の消毒

蠶具中網及蔟の類は飼育中常に蠶糞及其排泄物に接觸するものであるから、從て病毒等の附着すること多きものである、故に是等の蠶具類は蠶室の消毒と同時期に於て必ず消毒せねばならぬ、而して其消毒法には種々あるけれども、最適當なのは蟻酸「アルデヒード」瓦斯消毒法「フォルマリン」液撒布消毒法、及蒸氣消毒法である。

一 蟻酸「アルデヒード」瓦斯消毒法

(1)**消毒室の設備** 瓦斯消毒を行ふには消毒室の設備を肝要とする、而して消毒室は完全な密閉室で八畳乃至十畳の室を便利とする、若し密閉不完全で瓦斯の漏洩する個所があるときは、著しく消毒の效力を減ずるものであるから特に此點に注意せねばならぬ。

(2)**蠶具類の配置** 蠶具を多量に重積するときは、瓦斯の觸れ易い表面は充分に消毒せらるるけれども、内部には瓦斯の滲入不充分であつて、隱て消毒が完全でない、故に消毒室内には架を設けて瓦斯の滲透に容易なる様配置せねばならぬ、架は普通蠶架の各段の中間に更に一本宛竹を結び付け、以て架段の數を飼育時の二倍となし、其各段に蠶具を挿入するが便利である、尚架と架との中間には適當の中架を設け、蠶具を配置するも可い、而して蔟は菅川蔟なれば籠一枚に四枚重ね、厚蔟なれば二枚重ねを限りとして此以上重積してはならぬ。

(3)**「フォルマリン」の用量** 消毒室の大小は「フォルマリン」の用量に關係があるけれども、消毒すべき蠶具の數量の多少は一層密接なる關係を有するものであるから、蠶具の數量を加するに從ひ、其用量を増加するの必要がある、其例は概略左表の如くである。

蠶室を以て消毒室に充つるには成可四圍の建物及天井等に隙少なき室を撰ぶ、完分和紙にて目貼りを施し、隙子は板戸に開閉少なき室を撰ぶ、完分和紙にて目貼りの個所に換ゆるが可い、而して目貼りも亦之に準ずる、三重貼りとなし、目貼りも亦之に準ずる、蠶室に於て松葉の類を薫燻して燻蒸する個所を撰ぶ、更に修理する、又割合に密閉し易くして、其大さも適當なる十畳か或は調製完全で瓦斯漏洩の憂なき紙張りを有するものは之を消毒室としても可い。

蠶具類を多量に重積するときは、瓦斯の滲透せらるるけれども、内部には瓦斯の滲入不充分であつて、隱て消毒が完全でない、故に消毒室内には架を設けて瓦斯の滲透に容易なる様配置せねばならぬ、架は普通蠶架の各段の中間に更に一本宛竹を結び付け、以て架段の數を飼育時の二倍となし、其各段に蠶具を挿入するが便利である、尚架と架との中間には適當の中架を設け、蠶具を配置するも可い、而して蔟は菅川蔟なれば籠一枚に四枚重ね、厚蔟なれば二枚重ねを限りとして此以上重積してはならぬ。

蠶具の數量		
	「フォルマリン」原液用量	
	二枚重	四枚重
蠶一百枚に對し	四百匁	六百三十匁
蠶二百枚に對し	四百五十匁	六百六十匁
蠶三百枚に對し	五百匁	六百九十匁
蠶四百枚に對し	五百五十匁	七百二十五匁
蠶五百枚に對し		
蠶六百枚に對し		
蠶七百枚に對し		
蠶八百枚に對し		

備考 撒布室は八畳の室にて蠶さ九尺、立積一千三百五十尺である、蠶は普川蠶（長三尺五寸、幅二尺五寸）であつて一枚一枚に四枚重ねとして配置したものである。

(4)**消毒施行の方法** 「アルデヒード」瓦斯を發散せしむる裝置には數種あるけれども、使用上便利なのは「フォルマリン」蒸發器である、木器の使用法は先づ所要の「フォルマリン」を容れ、是れに約二倍量の清水を注加して、固く入口を閉じて炭火を盛つた炭置上に載せて之を消毒室の側に搬付け、噴出管を消毒室内に挿入し、加熱するのである、然るときは「フォルマリン」液は沸騰して蒸發を始め蟻酸「アルデヒード」瓦斯を發散する、此法を行ふに噴出中強熱を加ふるときは往々器械を破損する恐れがあるから、炭火は過量に用ひない様注意せねばならぬ、噴出の音響が休止したときは稍々火力を弱めて尚暫時加熱する、斯様にすれば器内に藥液の殘留する憂がない。

明年呼りよ所習所蠶業盛村呂市郡郡村呂市郡郡村呂市郡郡

屑物整理（承前）

本會事務編述　吉永・信

蛹襯の取扱及製法

屑繭や玉繭を繰糸致しまするに當り、精繭程に蛹襯をつめまするとき、何分に繭節が多く絲質も劣いものでありまして、偽屑繭や玉繭の中には片々薄い繭などが多く、爲に比較的蛹襯が厚いものでなりますから之れは紬とする方が宜しくありまして、又玉絲を製する時分蛹襯を取るに早くても晒過ぎても絲量を減ずるものでありまして、而して世間には玉絲を製する際に蛹襯をなるべく取る人があります、之れは一寸考へまして、絲量が多くある繭節となりますので繰り出して蛹襯が破れた時は必ず大きな繭節となりまして、知らず〳〵多くの手間を費し絲量を減じ、殊に絲質を悪しくするものでありまして、今破れると云ふ眞際に取り除かねばなりませんが、併し絲が粗悪な下等品を製するものならば蛹襯まで巻取る樣にしても宜しいが、それでは精良な絲は出來ません。それで今破れると云ふ時取り除けず蛹襯は水を入れた器物中に摘み込み置き、それを集めて片端から製紬とする樣にすれば、屑なしに能く引けまして、若し直ぐに製する樣にすれば、屑なしに能く引ける樣に、若し直ぐに製する事出來ぬ時は水を深く山に入れたる桶か桶の中に入れて腐敗せぬ樣注意せねばなりません、若しも水に入れず多く積み重ねましたら直ぐに蒸熱を醸して腐敗し、一塊となり製造困難で屑のみ多くなりまして、始めより注意して置かねばなりません、一度振繭などに致しましたものは紬に致しました方で極く下等で百匁から僅かの紬しか出來ないのみならず、又手間のみ多くかゝり、つまり散支相償ふものでありませんから、塊つた時は振繭として安くても賣る方が得策であります。

蛹襯は如何にして製するか

蛹襯を直徑一尺二寸位の鍋に入合目まで九十度程の湯を滿し、洗濯曹達か結晶曹達かを何れにても二匁入れ、之に先に申した通り靜かに取り出し置きたる蛹襯を一升程入れ、直樣緒口を引立て十分間ばかり其儘に爲し置き、鍋は僅かに火を入れる高さシチリンに掛け一度沃温度の昇る樣になし置くのであります、斯くして十分間も立ちましたのち一本にて線絲となる紬に類したものを製するのであります、始めは普緒口となり塊つて居りますから、鍋の一方に緒口が掛け置き、片端から少しづゝ分けて引延べます、而して緒口が無くなりまして從ひモロコシの穂を三四本集めて超つた頃で一寸靜かに引掛け少し沃湯へ足して細ひ目の一方に引掛け置き、次に蛹襯を三四本集めて超つた頃で一寸靜かに引掛け少し沃湯へ足して細ひ目の一方に引掛け置き、片端から少しづゝ分けて引延べます、而して緒口が無くなりまして從ひモロコシの穂を三四本集めて超つた頃で一寸靜かに引掛け少し沃湯へ足して細ひ目の一方に引掛け置き、次に蛹襯を三四本集めて超つた頃で一寸靜かに引掛け少し沃湯へ足して細ひ目の一方に引掛け置き、片端から少しづゝ分けて引延べます、而して緒口が無くなりまして從ひモロコシの穂

る様な内であります、ならば其内一人は絶へず製造に従事するやうにするがよろしくあります、併し冬の日なれば三四日置きましても水にさへ入れ置けば差支はありません。

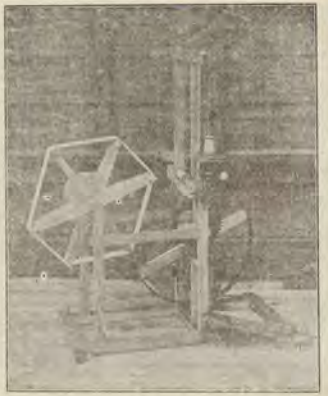

繭視は圖の様に右の方に軸器械を置き、左に鍋を置き、右の手で軸を製する様に引出し、左手で加減して繭視が下から上つて来るから、夫れを左手の内に留め管絲となし、絲がなくなつた時取り除くのであります、又時にはもつれてすぐ引き延ばす事の出来ないなる事があります、其時は一度絲を切りて塊りてない處に力けて製するのであります。

絲が一つのクダに滿ちますと他のクダと取替へ向ムのクダ掛けにかけ絲の端を掛枠の縁じの方に結び付け置きますと自然と枠に巻ります、一クダ巻きますと次の絲をかけますヒヤリは一紐九反より十反位のものに五ケ所あみ置けば宜しい、上下の口絲は「ヒヤリ」に結び付け置きます、若しも此手數を惜り生絲の力絲見たる様に掛返し、すみし後で編みなしては何の甲斐もなく再繰の時もつれて非常な工費を掛け其上層絲のみ多く出ますから、がす絲や綿絲のあみそと同一にせねばなりません、此絲は色が黒くて鮮に見悪い極く硬いものでありますから、繰にする時分は白の無地物なれば小クダに巻きしものを湯に浸し揮つて綿に繰り反物として練りますと、工費が少なくて都合が宜しいのですが、絹物に用ゆる時分は一度精練の必要がありますから一寸精練の方法をも述べて置きます。

生絲や繭櫚は如何にして精練するか　何れにても一度繰を水に浸し能く揮り二紐宛繰絲にて環を入れ、金鍋なくりとなし、麻袋に入れ、袋の口を括り絲百反と四反ばかりの湯中に入れ、沸騰するを待ち、袋のまゝに藥湯中に入れ、折り〳〵上下にかへしつゝ一時間煮き三十分間蒸し清水にて四五回そゝぎ、能く揮り骨にて強くたゝき、日陰にて乾かします、又自にて繭物に用ゆる時は二時間煮き、一時間蒸し置き前の通に取扱ます。

マルセルセッケンを用ひて練ります時は同石鹸を二十反入れ、二時間煮き、一時間蒸し、洗濯曹達五反を入れ湯中に入れ、二分して二回まで右の湯でそゝぎ、然る後清水にて四

五回そゝぎます、と石鹸が抜けます、石鹸の抜け悪しき時は染揚げて後白粉をふき、色澤最も悪しきものであります、必ず曹達を入れます、併し曹達多きに過ぎては絲を脆くしますから注意せねばなりません、今一つ注意して置きますが、袋の中に絲を入れます量は袋半分位として絲が袋中で動く様にしません、と斑練りとなります、又練の内に湯が減じたら少し宛入れ増し、袋の上に充分湯のある様にして置かねばなりません。

蠶種統一建議案

農商務議員松田正久氏外八名から去十一日左の如き議案を提出された

蠶種統一に關する輸出品中の首位を占むるものなり然るに其品質不統一なるが爲に海外市場に於て遺憾の聲高く保つこと能はずして上等品は遂に伊傳國の下に在り下等品は清國產と價額の競爭を爲す得ず爲に貿易上多大の損害を招く但日恐るべき結果を來すべし既の之を救ふの急なる謀ずる目下の急務なりと事實此の一に原蠶種の不統一に歸因して原蠶種の統一を計らんと欲せば國產の原蠶種を製造して民間の亂雜なる原蠶製造の源を枯涸するの外策なるべかりげ府は宜しく速密の調査を遂げ次の議會に於て原蠶種統一の建議を提出し蠶種統一の端緒を立てらるべし有建議す

横濱市場

況絲

二月中の横濱生絲市場　一月末に八百五十圓であつた信州上一番格は、今月に入りて漸次騰貴角圓滑を缺きたるため、五圓又十圓と下落し、遂に、八百二十圓とまで落ち込み、將に八百圓臨を見る破産しき不況の趨勢に、一般の氣運安き心もなく頗る鉢巻の體であつたが、十七八日の頃に至りて米國筋の活動より大筋の生絲の賣行き漸次増加し、隨て絲價五圓乃至十圓方の騰貴を示して、十九日には上一番八百三十圓となり、二十一日には更に五圓高を示したが、歐洲向は佛國大洪水の影響を受けて頓と注文を寡さず、米國向亦買進りて市場は全く補充口商に過ぎざるより、上一番は再び元の水準と八百二十圓に落込みたまゝ越月したのである。

價格の差　市場は右の如き狀況であつたが二月中に於ける最高値は、横濱製絲細の九百二十圓であつて、最低値は武藏の改仲製絲細の九百圓である。然るに昨年の四月に於ける最高値は甲斐矢島組金太の千〇四十圓であつて、最低値は碧代共同三郎折返の八百四十圓であつたから、

之を比較すると本年のガは高値に於て百二十圓低値に於て八十五圓安い譯けである。

絲價下落の原因 本年の絲價が如此く下落して居るのは、ソモ何故であらう、生産高の激增も成る一因であるかも知れぬと唱ふる人もあるが、主たる原因は歐米市場の大勢から來たのであらう。抑々世界絲織界の影響せる時代は絲織物の如き奢侈品として意に介する者もなく、非常の好賣行を示すけれども、一度財界の恐慌に遭遇すれば俄然相場は低落すると雖も、其用途に依りては實に必要品にして其絹物界に於ける重要なる地歩は駸々として日進月歩の勢あり、然るに繭及び絲及び羊毛の非常に騰貴せるに拘らず、生絲は今日猶ほ頗る低價なり、故に余は春季後に於ける生絲の市價は當然騰貴す可き者なりと信ずる云々。

絲價の俄復亦近きにあるであらう、蠶絲業家失望落膽することなく、堅忍持久せられんことを切望するのである。

生絲の集散 二月中に於ける生絲集散の狀況は左表の如くである。

明治四十三年二月自一日至二十八日生絲集散表

	器械	座繰	撚返し	雑絲	合計	器械	座繰	撚返し	雑絲	合計	地方積戻	繰越
持越	二九、九〇三	二、九八一	二〇八五	一五八	三五、一二八	七五一八	三二一	五〇	一	七、七九一	九、九一三	一、一〇九
入荷											一五三九	三七五
賣却											七三三	三一四
地方積戻												四〇
繰越	二六、三九九	二、二八八	一、〇八八	一一九	二八、八九五							

備考

一、夾中草位當ては九貫目を指す

二、持越とは客月より本月に持越したるものにして本月一日の調査繰越とは本月より翌月に繰越すべきものにして水月末日の調査に係る

三、前月分の繰越と其數を異せるは商號中のものありしに依る

四、賣了中米國に輸出せるものは五千九百二十一俵歐洲に輸出せるものは一千四百五十二俵にして外に玉繭十俵なりとす

之を昨年と比較すれば入荷に於て一千百八十三個を增したるのみて、積戻に於て一千五百九十個手合に於て二千〇四十六個、賣了に於て三千〇三十五個半を減じた市場の閑散之に

依て略ぼ察することが出來るのである。

尙參考の爲に一月中に於ける生絲日別表を示せば左表の如くである。

明治四十三年二月自一日至二十八日生絲集散日別表

	入荷	手合	賣了	引戻	輸出	地方積戻	銘名	社名	別種	最高値	最低値	摘要
一日	二三四	一〇一	三三九			四九	上州	甘樂社	掛手	×		
二日	五一九	一六六	五八六			六九	同	環水社	五人組	×	九一五	當州上一帶前直より二十圓安に取組たる處に相場たる商談なく總て不味の成行なりし
三日	三九六	五八〇	二八四			三五					八八〇	商談頗る鈍く折返絲亦十圓安に賣行けり
四日	三八〇	九〇	四三〇			九一	遠江横	須賀	社○		九二〇	染たる商談なく氣配唯不味に陥るオリ麻來たる商談なく細いて沈滯ぜり
五日			二五一			三九	信濃鄕	郷實	倉□		八八〇	人氣は依然振るはず多少づゝ當用日へ手合出來しも相場は概して十圓方安直段折合圓滑ならずして手合を見るに至らず總て細いて成行なりし
六日	二一八			一、二一七	五二二 五一〇							日曜日
七日	七八四	二一〇				三二	美濃金	水鈴	○		九一〇	前報同樣
八日	三〇	三九七			三三六		岩代共	同二	馬十		七七〇	歐洲手口へ當州上一帶物八百三十圓折返し一類馬七百八十圓の格合に三拂合為替たりし
九日	三一六	二五四	四五六			六〇					八四〇	歐洲向へ少し商ひ出來せしも未滿向未だ商談なかりし
十日	二八〇	八五	三〇九			三五	信濃天	帝国	社△		七六〇	商談は別に纏りなきも染たる買人なく海へ終に終りたり
十一日						六五	岩代共	同	馬十			大祭日
十二日	四〇二	一四九	一九八		三〇七	二二						安直ながら多少補充ひ商ひ出來せしも日に增し面白からざりし

| 年 | 月 | 日 | 曜 | 記 | | |

故長岡宗好氏答分析氏蹴鞠集又は其他の分析表にて調査せられたい。

瓦斯コウクスの件に就き質問

東京府 選挙委員 師田小三郎

答

春蠶に木炭代用として瓦斯コウクスを使用いたしたい旨、蠶兒に害はありますまいか若し無害ならば其使用法を伺ひたい。

答

蠶兒に對して別に害なきも普通の爐に之を使用するときは、火氣早く消滅するを免れない、故にカトリーの構造を應用せば理論上好都合であるけれども、作業上の難否及保溫の關係に就ては未だ試驗されたことがないから斷定し難い。

秋蠶生種の貯藏並に發生に就き質問

群馬縣 選挙委員 鎌原司郎

一、二化性秋蠶生種產卵より發生までの期間は、短きは九日位より永きは十五六日に渉ることがあります、有り合せ外來氣溫の高低に因る自然の結果であるから長短何れにても蠶の生理上差支ありませぬか。

二、右生理上差支なしとせば產卵後一日乃至二日位經過して貯藏して差支なきか、

三、右貯藏差支なしとせば產卵後何時間位經過したら貯藏が開始するか通常とすべきか又何日間貯藏に耐へる差支なきか。

四、產卵より發生までの期間に氣溫の高低に依つて伸縮すること勿論なれば結局左の如く結斷するから尋ねる

イ、一日平均溫度七十度十一日間降ち七十七度にて發生するものと假定せば

ロ、一日平均七十度の室に在つては十五日と五分の二にて發生す

ハ、後ち一日平均七十度の室に三日間放置し次に一日平均四十度の室に七日間貯藏

五、某風穴屋の說に依れば種は一旦入穴したる方が反て種がしつかりするといふことですが為は手前味噌にて無害と申す位が寧實ならん如何のものにや

六、種繭を冷所に貯へ置くは發蛾を伸延する手段の樣に思ふが寧實除歩ではないか試驗成績又は學說承りたい。

學藝委員 横田長太郎

答

一、飼育上主として蠶兒の健康上に害を生ずる點のことはないけれども、十五日にも滯りしたものは蠶に不良となり、且往々化性に變化を生ずることがある、故に溫度七十度以下に降さこあらば如何ですが宜い。

二、貯藏の時期及溫度は適當であれば其長く貯藏せざる限りに差支へなきものである。

三、產付後の溫度に依りて差ある為七七十時間を經た頃が宜しい。

又貯藏の良數に溫度三十五六度に於て適の時期に貯藏したものなれば凡二十日間位に為さるも特別の影響はない。

四、普通の為合に在りては大低定の發育溫度(三十七度乃至四十度)に減却したる精算溫度に依り夫等の發生の日を知り得るものなれども、初より終りまで五十度位の溫度に貯へたのは此計算に依り發生に至らぬものである、又二の場合に在りては四十度七日間の溫度を全く除外して計算せば大抵一致する。

五、賣問客の考ふる通り桑園の溫度は飼育後の貯藏に無論影響がある。

六、種繭を冷所に貯ふは其發蛾を抑制することが出來るけれども健全の蛾と病足の卵子が得られないのである卵を孵子として貯藏するが宜しい。

桑園に大麥を肥料とするの件に就き質問

長野縣 選挙委員 久保田太郎

答

蠶種製造用の桑園に大麥を肥料として蠶種に害はありますまいかお伺ひたい。

學藝委員 荒木武雄

害にありませぬ、但し不經濟であります。矢張り人糞を使用する、家畜に與へて其糞使を肥料とするが宜しい。

會務錄事

評議員會

三月三日本會事務所に於て評議員會を開く、出席者左の如し。

評議員 伊藤宮次郎 松平正直 林 鶴作 角田喜有作 下田伊左衛門

理事 吉地良正 針塚長太郎 辻惣太郎 北村七郎

監事 芳賀檀四郎 土屋泰 栗藤章

議案

一、明治四十二年度決算及財產目錄の件

二、功績表彰の件

會頭松平男爵議長席に就き午後四時開會、芳賀監事ば起て四十二年度決算及財產目錄に就き詳細説明せり、事柄不都合の事なきのみならず、諸帳簿も能く整頓せるが認めたりと報告し滿場異議なく全部可決す。

第二の功績表彰の件に移り、吉地理事より去一月廿六日を以て第一回功績調査委員會に開き慎重なる調査の結果、理事者に於て其地方の支會長に相當し、質疑な問き慎重なる後本日更に同委員會を開き別紙の如き推薦の結果を以て表彰文を作成せり、林鶴作氏の意見に依り表彰文に故の一二字句を修正して之を可決し、來三月廿七日の本會例五周總會に於て表彰執行のことに可決し、午後八時散會せり

支會職員の囑託

會務錄事

本會綿島支會長に本會々員となり、三重、信濃、島根の三支會副會長に各其支會長の推薦により今回 恩賜綸下より左の通囑託あらせられたり。

綿島支會長 岡久保弘道

三重支會副會長 八尾信夫

信濃支會副會長 力石雄一郎

島根支會副會長 蟹間巖

有功章の授與

故四郎綿島支會長に對し本會々務に盡瘁せる功勞顯著なる廉を以て生前賜書の有功章を 恩賜綸下より授與あらせられたり

壺等有功章 綿島支會長 四澤正太郎

特別會員の推擧

左の諸氏は本會々務に貢獻せるの勞、著大なるを以て今回本會々頭より特別會員に推薦されたり。

綿島支會 藤井忠三郎 和田久吉

第五回總會事務委員の囑託

來る三月二十七日總裁殿下の台臨を仰ぎ中京名古屋市に於て本會第五回總會開設に就き事務委員長以下左の通り囑託せられたり。

事務委員長 深野一三

同委員副長 高橋栗次郎

同委員 伊藤喜平 大塚有八郎 橋本定吾 笠山直清 堀江貞二 山田鳥次郎 青山松平男爵議長席に就き午後四時開會、芳賀監事ば起て四十二年度決算及財產目錄に就き詳細説明せり、事柄不都合の事なきのみならず、諸帳簿も能く整頓せるが認めたりと報告し滿場異議なく全部可決す。

第二の功績表彰の件に移り、吉地理事より去一月廿六日を以て第一回功績調査委員會に開き慎重なる調査の結果、理事者に於て其地方の支會長に相當し、質疑な問き慎重なる後本日更に同委員會を開き別紙の如き推薦の結果を以て表彰文を作成せり、林鶴作氏の意見に依り表彰文に故の一二字句を修正して之を可決し、來三月廿七日の本會例五周總會に於て表彰執行のことに可決し、午後八時散會せり

支會職員の囑託

會務錄事

三月三日本會事務所に於て評議員會を開く、出席者左の如し。

評議員 伊藤宮次郎 松平正直 林鶴作 角田喜有作 下田伊左衛門

理事 吉地良正 針塚長太郎 辻惣太郎 北村七郎

監事 芳賀檀四郎 土屋泰 栗藤章

議案

一、明治四十二年度決算及財產目錄の件

二、功績表彰の件

會頭松平男爵議長席に就き午後四時開會、芳賀監事ば起て四十二年度決算及財產目錄に就き詳細説明せり、事柄不都合の事なきのみならず、諸帳簿も能く整頓せるが認めたりと報告し滿場異議なく全部可決す。

第二の功績表彰の件に移り、吉地理事より去一月廿六日を以て第一回功績調査委員會に開き慎重なる調査の結果、理事者に於て其地方の支會長に相當し、質疑な問き慎重なる後本日更に同委員會を開き別紙の如き推薦の結果を以て表彰文を作成せり、林鶴作氏の意見に依り表彰文に故の一二字句を修正して之を可決し、來三月廿七日の本會例五周總會に於て表彰執行のことに可決し、午後八時散會せり

支會職員の囑託

會務錄事

蠶桑雜觀

彼後一組　殺木免貞太郎　鈴木免次郎　夏目結信　安藤孝典　水野常次郎　武
市榮三郎　淺井太郎吉　伊藤繁治　山田鶴太郎　山本秀次　荒木健智　井上
喜吉　伊藤米四郎　鈴田留次郎　村上喜内　小野田善平　高橋佳作　鈴木　登
忠田武次郎　小林初右衛門　鈴田岩次郎　村上勝作　高瀬初次郎　加藤林三郎　津田與右衛門
瀬戸久治　瀬戸文治郎　區谷元治　區田鶴太郎　鶴岡庄蔵　竹村長義　橋本
春治　加藤和一郎　大庭俊三郎　杉浦源七　高瀬熊作　松崎省三　白岩久八
鈴井常次　藤田力作　三矢與六　向坂鶴吉　柳原新一郎　黒瀬
吉　丹羽三郎　河合粮平　坂本宇一　加藤々八　渋逸　榮　寄藤謙吉　辻
村市太郎　大林治作　安藤伊八　中村賞三郎　野村猪太郎　米嶋忠三郎　櫻
井善吉　白井兼蔵　木村鶴太郎　大田米吉　加藤米太郎　森　作吉　三橋得
三　恭治　徳　黒田野太郎　種田戊次郎　笠田勇静　三浦謹午　小野藤郎
小野房吉　秋山直三　馬田鶴七郎　山下倉太郎　大塚久次郎　湯田安太郎
松山清秋　横木久治　坂梨雄蔵　河合　誠　松本鈴吉　熊谷喜七　小竹政治

本會職員の出張

三月一日東京書記吉宮高支會に於て開催する蠶絲講習會へ講師として出張、去十二日歸寓せり。

三月四日吉永嘱託員に高知支會に於て開催する屑物整理講習會へ教師として出張、去頃ぜり。

三月五日吉地嘱事に農蚕業講話会開れ會員蒐集の爲愛知縣下に出張同十六日歸寓せり。

蠶桑雜觀

開税定率改正案委員會

蚕業院の國税定率改正案委員會は去月十九日午前十時半に開議せられたが、第八類の絲綿繭糸及同材料に關する委員の質問に對し標準調税局長は左の如く説明した。

▲改正案目　標準調税局長の説に曰く、此れ現行の分類を變更せず改正の要項中本類の物品が二種以上の組合せらるゝ場合全重量の百分の五を以て組成せらるゝ繭絲は組合人造絹分離の分類上之れを交へざる者と看做すとせる點に著しき改正と云へ本邦の繭絲は特に特に注意し現行率の二割を二十四割を超つざる太絲の如き本邦より輸出高漸増し八分の協定税率は米紡績業に關して故て支障なきなり殊に八十番手以上の細絲は内地紡績業だけ十分に發達せず且つ産額の多少なるざる爲め織物業の發達に緩み特に七分五厘の低率と云へ然れども濫用したるものは生のものに一割を増率し其他協色等加工したるものは生のものゝ税率に三割を加へたり原色は依然現行と同法に協定と繭絲と區別しるが爲し野蚕絲作蚕絲は之れを原料とする天蚕絨其他内地用及輸出品の爲め現行率を維持したり

▲蚕糸廳　後野靖藤外蚕者の提發に下岡農務局長は蚕糸に北海道に於て野蚕産の見込みむり一萬町歩の開墾を希望の旨述べ一般の開墾を希望に出張の見込なり現状にて自費開墾は蚕糸大学に足る丈けの蚕糸に関する研究をなすべきと説明し

▲織　真綿　武藤金吉、藤井善助氏等の質問に對し標井蚕糸局長は織の中には枠蠶も含み原料品にるみ以て無税と云ふ真綿は多少加工したるものなれば現行率を維持したりと答へ

▲野蠶絲　武藤金吉、高橋先蔵、千草正次郎、藤井善助氏等の質問に對し下岡農務局長は野蠶は本邦に於て飼育するも十分の發達を遂ったりと雖ふべからず枠蠶は外国より輸入するが利益となす野蠶は當に清國のみならず發國に於ても養育の望なり原料たる繭蠶を輸入し本邦に於て製絲するが得策と云へ蠶年枠蠶産出あり特許標準の開係に関もり若し本邦に於て原料を輸入し製絲して其の冤貨位に本邦の製絲上の技術の優たる點と清國の男工を使用するを以て有利なるは事ふべからず即日本の野蠶は三十八年の産額二萬殺程を出でず昨年の輸入品は百四十四萬圓に達したりと答へ標井調税局長は枠蠶絲に對し三十一圓を課するは高率に失する嫌あれと枠蠶に無交除賞し乃ち本邦に於て製造する絲に輸入する絲に輸入するとは左の差額を生じ再塩の技術熟練等なく間に輸入する絲に輸入するは以て最も有利なり、即ち枠蠶絲價三百六十一圓三十八銭賞付手数料四圓五十銭包装費四圓五十銭運賃二十二圓五十銭保險料六十銭輸出税十分の一圓二十五銭輸入税三十一圓合計二百三十四圓五十銭となり絲入歯の差は約六圓となるを以て歯染入の利益を見るべし因て平草氏は偏物等の如き無税入の利益なるべし絹作出力発揮せざるものなれと云へど生絲が蚕糸の故に於て無税の取扱為す

▲人造絹絲　淺羽靖氏の問に對し標井調税局長は人造絹絲は水に堪へず然自重し其他絹絲に劣る所多けれど金讃絹絲を驚せずと信ずと答へたり

▲屑絲、生皮学　武藤金吉氏等の問に對し今の本邦に於て發達しつゝある絹紡績業の爲めに現行の如く無税とする説明したり

▲**諏訪蠶種の統一**　長野縣　諏訪蠶種同業組合にて京本年度より蠶種類統一の事業を決行すること

第一條　本組合ニ蠶種統一ヲ調ヘたる左の三種類ニ限定するものとす

飛白　白鹿　日本錦

第二條　蠶種類統一事務所ハ諏訪蠶種同業組合事務所内ニ置く

第三條　組合員ニ組合の定めたる蠶種に非ざれ蠶種を製造することを得すし

岡山郡農業學校蠶種整物屑所蠶繭光の蠶

先する從あれと枠蠶に無交除賞し乃ち本邦に於て製造する絲に輸入する絲に輸入するとは左の差額を生じ再塩の技術熟練等なく間に輸入する絲に輸入するは以て最も有利なり、即ち枠蠶絲價三百六十一圓三十八銭賞付手数料四圓五十銭包装費一圓七十銭運賃二十二圓五十銭保險料六十銭輸出税十分の一圓二十五銭輸入税三十一圓合計二百三十四圓五十銭となり絲入歯の差は約六圓となるを以て歯染入の利益を見るべし因て平草氏は偏物等の如き無税入の利益なるべし絹作出力発揮せざるものなれと云へど生絲が蚕糸の故に於て無税の取扱為す

▲人造絹絲　淺羽靖氏の問に對し標井調税局長は人造絹絲は水に堪へず然自重し其他絹絲に劣る所多けれど金讃絹絲を驚せずと信ずと答へたり

▲屑絲、生皮学　武藤金吉氏等の問に對し今の本邦に於て發達しつゝある絹紡績業の爲めに現行の如く無税とする説明したり

▲**諏訪蠶種の統一**　長野縣　諏訪蠶種同業組合にて京本年度より蠶種類統一の事業を決行すること

第一條　本組合ニ蠶種統一ヲ調ヘたる左の三種類ニ限定するものとす

飛白　白鹿　日本錦

第二條　蠶種類統一事務所ハ諏訪蠶種同業組合事務所内ニ置く

第三條　組合員ニ組合の定めたる蠶種に非ざれ蠶種を製造することを得すし

第四條　組合の定むる所に依り組合員ハ蠶種を製造すべし

第五條　飼育ニ年二化第三の二期に分ち飼育繭の員数を定めたる種類に依るべし

第六條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第七條　本組合ハ蠶種製造者ニ対し飼育所の設置飼育管理者の資格を定めたる種類に依るべし

第八條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第九條　組合員ハ蠶種製造者ニ対し飼育所の設置飼育管理者の資格を定めたる種類に依るべし

第十條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第十一條　飼育管理者ハ蠶種製造者ニ対し飼育所の設置飼育管理者の資格を定めたる種類に依るべし

第十二條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第十三條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第十四條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第十五條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第十六條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第十七條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第十八條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第十九條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二十條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二十一條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二十二條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二十三條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二十四條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二十五條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二十六條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二十七條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二十八條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二十九條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三十條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三十一條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三十二條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三十三條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三十四條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三十五條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三十六條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三十七條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三十八條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三十九條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第四十條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第四十一條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第四十二條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第四十三條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第四十四條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第四十五條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第四十六條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第四十七條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第四十八條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第四十九條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第五十條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第五十一條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第五十二條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第五十三條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第五十四條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第五十五條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第五十六條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第五十七條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第五十八條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第五十九條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第六十條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第六十一條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第六十二條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第六十三條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第六十四條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第六十五條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第六十六條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第六十七條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第六十八條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第六十九條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第七十條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第七十一條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第七十二條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第七十三條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第七十四條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第七十五條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第七十六條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第七十七條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第七十八條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第七十九條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第八十條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第八十一條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第八十二條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第八十三條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第八十四條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第八十五條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第八十六條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第八十七條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第八十八條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第八十九條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第九十條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第九十一條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第九十二條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第九十三條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第九十四條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第九十五條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第九十六條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第九十七條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第九十八條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第九十九條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第百條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第百一條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第百二條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第百三條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第百四條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第百五條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第百六條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第百七條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第百八條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第百九條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第百十條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第百十一條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第百十二條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第百十三條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第百十四條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第百十五條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第百十六條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第百十七條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第百十八條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第百十九條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第百二十條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第百二十一條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第百二十二條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第百二十三條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第百二十四條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第百二十五條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第百二十六條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第百二十七條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第百二十八條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第百二十九條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第百三十條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第百三十一條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第百三十二條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第百三十三條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第百三十四條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第百三十五條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第百三十六條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第百三十七條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第百三十八條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第百三十九條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第百四十條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第百四十一條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第百四十二條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第百四十三條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第百四十四條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第百四十五條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第百四十六條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第百四十七條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第百四十八條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第百四十九條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第百五十條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第百五十一條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第百五十二條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第百五十三條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第百五十四條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第百五十五條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第百五十六條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第百五十七條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第百五十八條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第百五十九條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第百六十條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第百六十一條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第百六十二條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第百六十三條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第百六十四條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第百六十五條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第百六十六條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第百六十七條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第百六十八條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第百六十九條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第百七十條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第百七十一條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第百七十二條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第百七十三條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第百七十四條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第百七十五條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第百七十六條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第百七十七條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第百七十八條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第百七十九條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第百八十條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第百八十一條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第百八十二條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第百八十三條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第百八十四條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第百八十五條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第百八十六條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第百八十七條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第百八十八條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第百八十九條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第百九十條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第百九十一條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第百九十二條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第百九十三條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第百九十四條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第百九十五條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第百九十六條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第百九十七條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第百九十八條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第百九十九條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二百條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二百一條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二百二條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二百三條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二百四條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二百五條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二百六條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二百七條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二百八條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二百九條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二百十條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二百十一條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二百十二條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二百十三條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二百十四條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二百十五條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二百十六條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二百十七條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二百十八條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二百十九條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二百二十條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二百二十一條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二百二十二條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二百二十三條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二百二十四條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二百二十五條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二百二十六條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二百二十七條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二百二十八條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二百二十九條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二百三十條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二百三十一條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二百三十二條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二百三十三條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二百三十四條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二百三十五條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二百三十六條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二百三十七條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二百三十八條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二百三十九條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二百四十條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二百四十一條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二百四十二條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二百四十三條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二百四十四條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二百四十五條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二百四十六條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二百四十七條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二百四十八條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二百四十九條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二百五十條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二百五十一條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二百五十二條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二百五十三條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二百五十四條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二百五十五條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二百五十六條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二百五十七條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二百五十八條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二百五十九條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二百六十條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二百六十一條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二百六十二條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二百六十三條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二百六十四條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二百六十五條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二百六十六條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二百六十七條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二百六十八條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二百六十九條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二百七十條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二百七十一條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二百七十二條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二百七十三條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二百七十四條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二百七十五條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二百七十六條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二百七十七條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二百七十八條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二百七十九條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二百八十條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二百八十一條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二百八十二條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二百八十三條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二百八十四條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二百八十五條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二百八十六條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二百八十七條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二百八十八條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二百八十九條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二百九十條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二百九十一條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二百九十二條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二百九十三條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二百九十四條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二百九十五條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二百九十六條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二百九十七條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二百九十八條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第二百九十九條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三百條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三百一條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三百二條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三百三條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三百四條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三百五條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三百六條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三百七條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三百八條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三百九條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三百十條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三百十一條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三百十二條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三百十三條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三百十四條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三百十五條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三百十六條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三百十七條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三百十八條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三百十九條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三百二十條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三百二十一條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三百二十二條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三百二十三條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三百二十四條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三百二十五條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三百二十六條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三百二十七條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三百二十八條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三百二十九條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三百三十條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三百三十一條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三百三十二條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三百三十三條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三百三十四條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三百三十五條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三百三十六條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三百三十七條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三百三十八條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三百三十九條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三百四十條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三百四十一條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三百四十二條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三百四十三條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三百四十四條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三百四十五條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三百四十六條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三百四十七條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三百四十八條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三百四十九條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三百五十條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三百五十一條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三百五十二條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三百五十三條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三百五十四條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三百五十五條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三百五十六條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三百五十七條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三百五十八條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三百五十九條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三百六十條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三百六十一條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三百六十二條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三百六十三條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三百六十四條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三百六十五條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三百六十六條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三百六十七條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三百六十八條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三百六十九條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三百七十條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三百七十一條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三百七十二條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三百七十三條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三百七十四條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三百七十五條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三百七十六條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三百七十七條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三百七十八條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三百七十九條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三百八十條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三百八十一條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三百八十二條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三百八十三條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三百八十四條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三百八十五條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三百八十六條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三百八十七條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三百八十八條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三百八十九條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三百九十條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三百九十一條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三百九十二條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三百九十三條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三百九十四條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三百九十五條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三百九十六條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三百九十七條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三百九十八條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第三百九十九條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第四百條　蠶種製造者ハ本規定に依る三種類に依るべし

第四百

第十七條　監督技手は糸繰業に關し不正の行爲あるときは直ちに解雇するものとす（附則樣式に準ず）

右の規程に關する之が計畫を立て、組合員に組合の結構制裁に依り、理想的に識許認定の上、第一期に十二ケ所の飼育所を設置し、飼育指導人が其任に當り、官民に監督技手を置くさうである。

▲**外國生絲商役員**　横濱在留外國人の組織せる絲屋糸商組合では役員選擧の結果左の諸氏當選し天々就任したさうである。

組長	エドチ、アベック	甲　九〇
副組長	ヒー、エスペント	二六四
名譽出納掛	アール、フキスハー	乙　九〇
名譽秘書	フレツツ、ガラード	乙　二六八
評議員	エフ、カサチー	九一
同	エー、コーイ	九二
同	シー、エマード	二五三
同	エフ、ストレーン	九四
同	アール、スルツアー	一七四

▲**富山縣蠶絲業技術員協議會**　富山縣にては共同蠶業試驗場蠶業同業者の第一回蠶業協議會を開き引き續き、第九回富山市蠶業技術員協議會を開かれたが同縣より指示せられたる事項は左の如くである。

一、女子蠶業教育普及の件　女子蠶業教育の普及は勢業改良發展上缺く可からざる事にて、之が教育の奬及は勢業改良發展上缺く可からざることなり故に來月開催の本縣高等蠶絲業助講習會並に各地開催の講習會農業者東岡蠶業講習所に入學を奬勵し若くは女子に當め所業に關する講習講演會又は講習所等を設置之が教育の奬及に努むべし

二、自家用蠶種の件　自家用蠶種の取締に關して農々指示する處なるも深く利害得失を研究せずして濫りに製造するものあるは誠慨なり別々の講習會開催

三、桑苗養成の件　桑園改良增殖規程に依る桑苗養成の結果は幸に縣下を通して推獎の目的を達し得さるも尚明年度に於て更に奬勵の方法を講じて保護的に桑園改良の奬

四、殺蛹乾繭器設置及の件　乾繭の良否は製絲經營上至大の關係を有するものにして蠶業の發展に伴ひ殺蛹乾繭器の設置は極めて急務なるに拘はらず其數尚少きを憾とす

五、殺蛹設置の件　繰糸技術の改良は急を要し製品の整齊改良を圖るには殺蛹の設置せざるべからざるに未だ之を採用するものなき殺蛹の方法に據りて之に設置し別に乾繭の方法に據りて之に設置し別に乾繭の方法を講ずるべし

六、生絲整理工場の件　東發及結果其他生絲の整理法改良を圖る爲め蠶業者の如き適當なる者をして可成經費生絲檢査所に委託せる生絲整理法技手者の如き適當なる者を傭聘せしむべし

七、乾燥パイプ設置の件　揚返機械に動噴機絲機械も可然乾燥パイプを設置し以て完全に生絲の乾燥を圖るべし

八、製絲用水改良の件　製絲用水は生糸の光澤等に大なる關係を有するに拘はらず之れが改良を施するもの多からざるを以て漸過法若くは曝露法を行はしめ其改善に努むべし。

九、共同荷造及共同販賣の件　同業組合其他各組織し共同揚返を行ひ荷造共同販賣を實行せしむべし

諮問案

○蛹干非蠶種の製造及方法

▲**栃木縣の桑園補助**　本縣にては各郡市所要養蠶組合員より出願に係る桑園整理補助申請に對し本年度に於て下附すべく供したるもの總計數則に於て三百十六町六反四畝十歩、補助金總額四千六百三十六圓七十錢にして內同郡四百六十四圓十六錢、芳賀郡五百六十五圓十錢、那須郡六百四十三圓二十錢、鹽谷郡百七十圓二十錢、上都賀郡七百四十一圓五十錢、下都賀郡千二百四十五圓九十錢、安蘇郡二百十一圓六十錢、足利郡四百一九十二圓四十錢である。

▲**模範桑園設置**　愛媛縣農會にては桑園の改良奬勵のため、四十三年度より模範桑園補助費利子制定し、各郡農會に於て模範桑園の設置するに對して桑苗の種類は市町村桑園の實況に鑑定して桑苗を選擇する適當なる規程であるさうな。但し地方の事情により地方廳當の指揮に樣定して桑苗なしたものとしてある。

文藝

俳句

賞懸

花の本花翁宗匠選

秀逸

[illegible]

人

春風や汐先走る帆立貝　下總　稻人

地

海に入る眞水の白し朧月　武藏　松風

追加

蛙外の角は牛なり梅の花　選者　花翁

天

霞や思ふ話も寄りぬ裏の桑　甲信　豊岩

霞や思ふ話に寄りぬ裏の桑　武信　下里

霞初め春の風鶯や鶯の鳴くや鶯の鳴くや鶯の鳴くや

懸賞募集

一と口噺

〔第二十五回披露〕

▲秀逸

◎臘纈　長坂蕉風

義賢者『私の家ではナセ臘纈が多いでせう』巡回教師『貴方が仕事に疲んで除沙汰とからです』

◎冷水浴　富山佐藤蘆山

甲『蠶種を乾中水につけるのは何故だれ』乙『風邪かかないためさ』

◎隣の一日　丹波長谷部青狐

子供『隣の一日は隣の所の一日より何かいれ』『父ナセ』子供『隣の時計は何日一時間遅れてゐるから』

◎日本國　山形仲野翠香

子供『日本國は大陸に無いのね』『父ナセ』子供『日本國は無いと聞くと先生が云ひましたから』

▲人賞

◎主婦の鼻　三重西村蠶狂

甲『君の所の主婦の鼻は誠に高いね』乙『さうさ蠶飼が上手だからね』

▲地賞

◎法螺貝　阪木中島露逗坊

子供『お父さん此蠶種屋さんは法螺貝を持つて來ませんね』父『ナセ』子供『蠶種屋さんは普法螺を吹くと云ひますから』

▲天賞

◎飯の種　富山中田長庵

甲『君飯をくつてから給桑してはどうだ』乙『ナーニ是も飯の種だからな』

▲秀逸

◎春日和　肥後平山才太郎

長閑な春の光線が部屋から射込んで、眠けを誘ふ桑畑の中を、ぶらぶらと呼吸をしながら、それが首をもたげて、鍬を揺れてゐる。細めのやうな眼がうつろに流れる。向ふの丘上に風が尾を切つて、アル〜唸りながら眠黄に倒れた。

評に曰く蠶がもつ〳〵と起つた。

◎新妻　美濃田口芳月

桑の切りやら運びやら日も五動の後の盛り、今も除沙汰終へて夕ヅとの一息思ひ出しながら、彼に逢つた日の事を思ひ出して、ぼんやりと、ぼんやりと、ぼんやりと

新刊紹介

蠶學

農學士　須田金之助　著

本書は本會學會員にして東北大學農科大學助教授なる須田學士の最近に於ける著書である。著者は蠶絲業に關する造詣最も深く久しく育英の任に在りて本邦蠶絲業界に貢獻せられたる勞亦鮮からざるが、氏に依りて世に送られたる本書蠶業の根原より說き起して蠶種論、蠶兒論、桑園論及蠶繭論、蠶飼論、蠶病論と相次で其說明頗る懇切を極め菊版四百五十八頁の大部子にして紙質の上等なると製本の美麗なるとは恐らく幾多蠶業書中の白眉であらう定價二圓發行所は東京市日本橋區濱町三番地六盟館

蠶病豫防成績

農商務省農務局刊行

年々百萬圓ゝの蠶病被害を投じて何等の効果ありやとは一部反對者の唱ふる議論あるが如く蠶病豫防法なるものは論者の云ふが如きものであらうか、實施せられて僅か數年其効力の有無を云爲するのは少しく早計ではあるまいか、後の不傳に俟ふて賞めんか貶すべきか假令に幾多の年月と研究とを要すとも決して無駄に無効論を唱ず相互に切磋琢磨するが如きは心ある者の常々として忘ずる處ではあるまいか、兎に角世間此題の議論多き際に當り農商務省は明治四十一年度の蠶病豫防成績を編輯して之を公表したる所以は効無効なる論ずる論点の爲には好資料たるべき筈なれば是れ幸に充分其實績の如何を認め味はるものとの之が對照してみたならば必ず面白い結論を爲すことが出來やうと思ふ。

蠶業講習全書（第三版）

加藤知正　著

新蠶業講習用として編纂せるものであるが、其第一版を世に出にして未だ幾何ならざるに數日間にして二版を發行し二版亦然に應ずて第三版を發行した其て如何に著書が世に歡迎せられつゝあるかを知ることが出來る菊版二百五十頁にして定價六十五錢發行所日本橋區本石町三丁目十七番地實文館

農商務省商工愛報
蠶病豫防事務成績
製絲工場調
農務愛藏第十二號村に關する調査所
第二回出民調査報告
愛媛縣勤務統計年報
蠶病豫防成績
明治四十二年度業務成績
安房郡蠶業講習所事蹟
蠶病豫防成績
蠶業之燈　第一一四號　自六號一
通商愛藏　第一一六號
大日本山林會報　第三二七號
農業教育　第一〇四號
日本農業雜誌　第一〇四號
學士會月報　第二六四號
大日本農會報　第三四四號
大日本私立衛生會雜誌　第三二二號
農業世界　第二二號
產業組合　第五二號
中央農事會　第一九九號
愛國婦人　第一九四號一九五號
月　第三八二號
統計集誌　第二四八號
第二四八號
染織時報　第二八〇號
生絲日報　二月分
農商務省商務局
長野縣蠶病豫防事務所
長野縣
農商務省農務局
外務省通商局
愛媛縣內務部
愛媛縣內務局
農商務省農務局
農商務省農務局
大日本蠶絲會富山支會
新潟縣
埼玉縣內務部
大日本蠶業研究會
外務省通商局
大日本蠶業研究會
橫濱商業會議所
大日本山林會
農業教育研究會
讀賣新聞社
學士會
大日本農會
博文館
大日本蠶業組合中央會
全國農事會
愛國婦人會
東京商業會議所
東京統計協會
大日本織物協會
原合名會社

中外商業新報　二月分
國際貿易新報　二月分
蠶絲業報　二月分
蠶會月報　第八ノ五號
大日本蠶會　第二四四號
北海之蠶業　第九一號
扶桑蠶業　第九〇號
工業雜誌　第四二九號第四三〇號
鳥獸世界　第四一五〇號
京都府農會報　第二一一號
新潟縣農會報　第七四號
岐阜縣農會報　二月號
愛媛縣農會報　第九五號
埼玉農報　第五五號
兵庫縣蠶業會報　第一〇八號
野馬之產業　第三ノ二號
長野縣蠶友會報　第四一號
山梨蠶業時報　第六二號
土佐蠶絲時報　第八八號
商況社
横濱貿易新報社
茂木商店
東京書籍商組合
帝國農家一致協會
大日本蠶絲會新潟支會
扶桑雜誌社
工業雜誌社
名和昆蟲研究所
京都府農會
新潟縣農會
岐阜縣農會
愛媛縣農會
埼玉農報社
兵庫縣蠶業會
中信蠶友會
長野蠶友會
山梨蠶友會
土佐蠶絲時報社

交詢餘錄

●魯桑實生實費分讓　二年生の四尺より五尺迄のもの三萬本許り抽者知人に持ち合せがあり御入用の御方には實費にて分與いたしなす詳しくは下名へ御照會を願ひます

牛込區南榎町七十六

富

佛國の生絲數量（前費附加）

佛國内に現ぜる十四生絲檢査所に於ける千九百九年中の檢査數絲重量千〇四十七萬〇七百八十四瓩にして（內生絲は六百七十七萬三千七百四十五瓩繭絲三百六十九萬七千〇三百七十七瓩）之が前年度の九百六十一萬五千四百九十五瓩（內生絲の六百七十六萬二千四百三十八瓩繭絲三百四百四十五萬三千〇五十八瓩）に比すれば八十五萬五千三百八十八瓩（生絲六十一萬一千三百〇七瓩繭絲二十四萬三千九百八十一瓩）を增加したり顧くの如く數字上の進歩と雖ども近日相反對す顧るに昨年中市況及組織市場に於ける勢力とは正に相反對す顧るに昨年中市況は概れ沈靜にして唯々間々想時の大活況を呈せるに過ぎずりき然れど此の大活況の時の取引高は頗る大なるものたりきるべからず然らざれば實際の成績は別の如くなること能はざるなり然らざれば激況に對し價格の低落は如何なる理由に基くか為れ難し一般生產過多と米國の需要減少とが歐洲製絹業者の消費增加に影響たる結果たらざるか為らざるべし新業者の需要增加に伴ふべからざる原實にして此の事實は偏りに生絲に對して論れたるのみならず繭絲に對しても論たれり此の繭絲の需要增加は消費の多かりし確かなる證なり蓋し繭絲に投機的取引にありて影響を來らざるものなれば（在里昂本島副領事報告）

AVIS.

1). Le bulletin de l'Associations sériciicole du Japon est l'organe des membres de cette societé qui compte actuellement plus de 11.200 membres.

2). Cette Association a pour but de développer toutes les industries de la soie en publiant un rapport mensuel, dans lequel il sera mentionné tous les faits et études sur la soie émanant de savants et intéressés

3). Dans de rapport sera inscrit dans une langue européennes le mouvement mensuel de la Condition des soies de Yokohama, lequel sera distribué aux intéressés étrangers.

4). L'Association recueillera et publiera les essais et études faits par leés interessés étrangers en matière des soies.

La Direction de l'Association Sériciicole du Japon.

NOTICE.

1) The report of the sericultural Association of Japan are intended to serve the interest of the members of the association, whose number is over 11.200

2) This association has for its object the development of all silk industries by publishing a monthly report containing the facts and studies on silk by specialists and persons interested in silk.

3) In this report the monthly statement of the Yokohama Silk Conditioning House will be published in a European language for distribution among foreigners interested in silk.

4) The association will collect and publish articles and studies foreigners of topics concerning silk.

The Direction of the Sericultural Association of Japan.

文藝懸賞募集

俳句

四月分課題三月末日〆切締來渡書
全年分の課題は二百十三號に在り

▲選者　花の本花翁宗匠

▲課題　霞。花。鶯。春の月。草餅

▲懸賞　天(一人)會報一ヶ年分◎地(一人)會報半ヶ年分◎人(一人)會報三ヶ月分

▲規則　一句一行づゝ一ヶ月に付五句限り。用紙端書に隨る。郵宜上東京新橋北一丁目二三松林花翁と記し住所の總郡町村市町地名姓名雅號共明記せらるべし。之れなき者は會員外と認し住所の總郡町村市町地名姓名雅號共明記せらるべし。之れなき者は編入せず。懸賞ゼず

狂句

(柳川)

▲選者　高橋鬼川先生

▲課題　霞絲業に關係あるものならば何にてもよし

▲懸賞　天(一人)會報一ヶ年分◎地(一人)會報半ヶ年分◎人(一人)會報三ヶ月分

(原稿〆切毎月三十日限り)

俚謠

(都々逸)

▲選者　高橋鬼川先生

▲課題　霞絲業に關係するもの(女工などに限はしめて差支なきもの(但し卑猥なるものは投書とす)

▲懸賞　天(一人)會報一ヶ年分◎地(一人)會報半ヶ年分◎人(一人)會報三ヶ月分

(原稿〆切毎月三十日限り)

一口噺

▲選者　高橋鬼川先生

▲課題　何にてもよし但し卑猥なるものは投書とす

▲懸賞　天(一人)會報一ヶ年分◎地(一人)會報半ヶ年分◎人(一人)會報三ヶ月分

五行文

(一名寫生文)

選用課題

▲選者　高橋鬼川先生

霞絲業に關する百般の事を見聞した儘面白く記すこと文體は隨意

端書一枚に一題限り一行二十字詰にして五行に認すこと

懸賞　天(一人)會報一ヶ年分◎地(一人)會報半ヶ年分◎人(一人)會報三ヶ月分

注意

狂句俚謠作者は用紙一枚に付き五句限り(一一と口噺五行分一人に付三句)限り。◆郵便は書地に共應募者は大會員若く文會員外の限り。◆郵便は書地に共應募者は大會員若く文會員外の限り。◆郵便は書地に共應募者は大會員若く文會員外の

TABLEAU DU MOUVEMENT DES SOIES RÉPARTI PAR JOURS.

DIAGRAM SHOWING DAILY MOVEMENT OF RAW SILK.

Jours. Days.	Arrivée. Arrived.	Vendue. Sold.	Renvoyée Sent back.	Exportée. Exported.	Noms des filateurs. Names of filatures.	Prix. Prices.
	Silk.					Maximum du prix. Highest prices.
	Picuts.	*Picuts.*	*Picuts.*	*P cuts.*		*Yen*
1	132	191	28	—	Kanmsha.	915
2	292	330	39	—	——	—
3	223	160	20	—	——	—
4	214	242	51	—	Yokosukagumi.	920
5	—	143	22	294	——	—
6	123	—	—	630	——	—
7	440	174	18	—	——	—
8	171	185	6	189	Kinsuikan.	910
9	178	257	35	—	——	—
10	163	174	36	—	Tenyūsha.	840
11	—	—	—	—	——	—
12	226	111	70	173	——	—
13	—	—	—	—	——	—
14	323	400	42	—	Rikukōsha.	860
15	153	280	52	—	Ichinoseseishi.	865
16	128	353	35	700	Shimonitasha.	875
17	79	278	38	—	Katakura.	830
18	183	314	20	—	Usuisha.	875
19	162	439	94	669	Sakurasha	855
20	—	—	—	—	——	—
21	658	312	42	—	Yajimagumi.	880
22	138	618	66	—	Ōkuboseishi.	900
23	144	556	138	—	Kinryūsha.	890
24	149	268	27	171	Kairyōsha.	855
25	226	338	44	398	Syunmeisha.	880
26	205	170	20	853	——	—
27	—	—	—	—	——	—
28	265	337	91	—	Kusanagisha.	865
29	—	—	—	—	——	—
30	—	—	—	—	——	—
31	—	—	—	—	——	—
Total	4.382	6.854	1.034	4147	——	—

1 yen vaut environ fr. 2.50. 1 Picul = 60 kilg environ.

TABLEAU DU MOUVEMENT DES SOIES RÉPARTI EN DIVERSES INDUSTRIES.

(Février 1910.)

TABLE OF MOVEMENT OF SILK IN DIFFERENT INDUSTRIES.

(February 1910.)

	Report.	Brought over.	Arrivé. Arrived.	Vendu. Sold.	Exporté. Export.	Renvoyé. Sent back.	A reporter. Brought forward.
		Picul.	*Picul.*	*Picul.*	*Picul.*	*Picul.*	*Picul.*
Filature. Filature.	16.921	4.229	5.576	—	—	6.240	14.950
Zaguri. Reeel.	1.640	124	896	—	—	211	687
Kakoka. Orihayashi.	1.172	28	412	—	—	177	611
Autres. Other.	90	1	—	—	—	22	69
Total.	19.825	4.382	6.854	4.147		1 034	13.206
1909.	21.448	3.716	8.553	9.556		1.036	15.567

MARCHÉ DE YOKOHAMA.

Citons sommairement la situation de notre marché au mois de Février dernier.

Pendant tout le mois, notre marché était plongé de plus en plus dans la profonde accalmie, les demades nouvelles de l'Europe et de l'Amérique ayant été morcelées. Aussi les prix ont-ils baissé. Shinshu Extra No 1 qui accusait au commencement du mois le prix de yen 850 tomba enfin à yen 820. Pendant le mois de Février, l'arrivage des marchandises était de 7.790 ½ balles, celles qui sont renvoyées étaient de 243, le nombre des balles traitées était de 3.816, et celui des balles livrées de 12.185. Comparativement à la meme période de l'année dernière, on a constaté une augmentation de 1.183 balles pour l'arrivage; mais les marchandises renvoyées, traitées et livrées accusent respectivement une diminution de 1.599, de 2.026 et de 3.035 balles.

Les tableaux suivants indiquent d'ailleurs le mouvement de la soie durant la meme période.

THE RAW SILK MARKET OF YOKOHAMA.

Owing to a dearth of orders from abroad the state of the raw silk market of Yokohama in February was dull and gloomy, and consequently prices rapidly went down. Extra No. 1, which, at the beginning of the month, was quoted at 850 odd yen, gradually fell to 820 odd yen. During the month 7,790 ½ bales were received, 243 bales sent back, 3,816 bales transacted, and 12,185 bales were sold. To compare these figures with those of February last year there was an increase of 1,183 bales in the goods received, but a decrease of 1,599 bales in the goods returned, 2,026 bales in the transacted goods and 3,035 bales in the goods sold.